資料集No.5

入管と縁を切りたい!

——日本国籍確認の斗い——

目　　次

・この裁判のこれまでの経過とその中で考えること …… 1

・裁判傍聴記　　1978年12月7日　　山田一男… 4

・在日朝鮮人・韓国人の参政権獲得闘争　　崔昌華… 5

・裁判資料　(1978. 4. 21～1978. 12. 1)

原告第7準備書面 …… 44
原告第8　〃 …… 47
原告第9　〃 …… 48

・原告書証㉕宋斗会裁判における田中宏さんの証言 …… 18

・宋斗会氏の最終陳述の要点と判決結果 …… 52

・編集後記

1979.4

金鐘甲さんの裁判をすすめる会

この裁判のこれまでの経過とその中で考えること

1. これまでの経過

一九七五年八月一一日、原告の金鐘甲（キムチョンカプ）さんが日本国籍を有することの確認をもとめて、被告日本国を相手に訴訟を起してからすでに三年半がすぎました。病院から福岡地裁への往復も相変らず大変ですが、慣れてきました。裁判の傍聴もやはり慣れのためか、回を追うごとにまばらとなり、初めの頃のように、ゼッケンをつけて法廷になだれこむということも縁遠くなってしまいました。初めの頃のような、ギョウギョウしい廷吏の迎えもなくなり、三々五々と傍聴席へ入るといったふうです。それでも、東京や鹿児島などからも、ひさしぶりの傍聴があったりして、「おーっ、生きていたか」などと交歓するのも楽しいものです。

一九七八年は、四月二一日（第七回）、七月一七日（第八回）、一二月一日（第九回）と三回の公判をもちました。

第七回は第七準備書面で次のような点をのべました。国籍とは形式的なものではなく、具体的な人間の生活においてはぐくまれた土地と人間、人間と人間との絆であって、国家が許可したり不許可したりするような性質のものではなく、国家はこの絆を国籍として追認するだけのものであることを、国際司法裁判所がノッテボーム事件で示した判決を例示して主張しました。つぎに、敗戦後、日本国が在日朝鮮人韓国人の諸権利を奪う意図をもって、どのような政策をとってきたかをのべました。すなわち、一九四五年十二月十七日法律四十号衆議院選挙法の附則による参政権の剥奪、一九四七年「外国人登録令」による居住権の剥奪、そして最後にサンフランシスコ条約による国籍の集団的強制剥奪でもって完成されたことも明らかにしました。

第八準備書面では、サ条約には朝鮮の主権を代表するいかなる国家も署名していないこと、さらに日本国が在日朝鮮人韓国人の国籍の集団的強制剥奪の根拠とする第二条α項は領土条項であって、国籍については何ものべていないことを指摘しました。この項の領土変更に添って国籍について国際法の常識で解釈するならば、領土変更のなかった日本（内地）に居住していた在日朝鮮人韓国人の日本国籍は変動しないことになると主張しました。また、日本国がサ条約により「併合以前の状態に戻す」と原状回復の思想を述べていますが、生きている人間や民族の歴史は原状に回復しえるはずもない

ことを強調しました。

以上の二つの原告準備書面に対して、国側は、「個々に反論せず、最後にまとめて主張する」と原告なんぞ相手にしないよ、といった風です。

第九準備書面では、原告金さんの国籍が奪われたことによって生じた損害についての三千万円の損害賠償請求の根拠をのべました。日本国籍がないということで居住や就職や社会保障制度や参政権を含む人権の諸領域においてどのような差別を受けてきたかを、大村収容所などのいくつかの例をあげて指摘しました。しかし、金さんの受けた損害は金銭に換算しえるものでないこと、また日本国籍の剥奪があったということは当然にも、日韓併合に始り、金さんが強制連行強制労働により日本につれてこられ、ついにこの日本で一生を終ることをよぎなくされたことを抜きには考えることはできないこと、このことの責任を日本国はどう受けとめるのかを強く主張しました。

とにかく、法廷では原告側のみ話し、国側はかたつむりよろしく殻に閉じこもってでてこず、たまにちょっと角を出しても、またすぐひっこむといった具合です。次回は五月七日で、「もう一度、双方の主張を出してもらい、その次からは立証課程に入りましょう」「次回からは傍聴も少いので、となりの少し狭い三〇二号法廷で」だそうです。

2. 僕にとってのこの裁判の意味

もう四年近くなると、この裁判が「金さんの裁判」というよりは「僕らの裁判」といった錯覚さえするときがあります。

「俺はきたくてきたんじゃあないんだ。強制されてつれてこられたんだ。だから死ぬ前にこれだけは日本国に言っておきたいんだ」という金さんの意志でこの裁判は始りました。けれども、この原点から出発して法廷の上でどう進むかは、具体的細部に至っては、文字が読めず、法律や堅苦しい用語の世界とは縁遠い金さんの手で描かれるよりは、専ら僕らにまかされていると言えます。

在日韓国人朝鮮人の国籍の問題が要(かなめ)であるとして、早くからこの方面の研究を独力で積みあげてきた崔昌華(チェチャンファ)さんは全くの別格で、あとは全くのしろうとの僕らが準備書面にとりかかるのですから、この裁判は僕らにとっても一大事であるわけです。なかばいきあたり場当りに関係ありそうな本や資料をあたるのですが、この領域の研究は何んとも貧弱だなあとの感じはぬぐえません。「ルーツ」のテレビ放映が好評を受け、図書館や書店でもアメリカにおける黒人の人種差別の本が目立つなかで、在日朝鮮人韓国人の人権についての本の少さが目につきます。

しかし、世の中の表向きのことだけに目をとらわれてはいけないのかもしれません。

たとえば、原告の金さんにしても、日常の世界ではなけなしの金をはたいて、競輪や競馬の券を買ってきてもらって、あたったから

おごろうとか、損をして仏頂面で八ツ当りかなと思わせたりします。その同じ彼が「死ぬまでにこれだけは日本国に言っておきたい」と左半身不随と痛みを耐えて病院から福岡地裁まで往復するわけです。この僕にしても、めんどうな法廷の書面などにとりくむときよりも、家の近くの公園で、子供と遊ぶ方がよっぽど、心楽しい思いです。無邪気に遊んでいる子供も見ていると親としての、子どもへのいとしい気持にひたってしまいます。そのとき、ふと金さんがこの同じような気持に触れる機会を日本国によって奪われてしまったことは許せないと思います。また、一方で米騒動でいとしい我が子へ食べさせる米をもとめて日本中に吹きあれた同じ民衆のエネルギーが、やがて、米をもとめて、土地をもとめて、日本国家の導き手にそって、怒涛の如く国境を越えて朝鮮・満州・中国へと侵略していったことを思うと、いや、この我が子へのいとしさと金さんの日本の国家へのうらみの思いとをダヴラせてはならない、などと、とめどなく思いにふけってしまいます。

また、ときどき、この金さんの問題を裁判で問うことのむなしさを指摘されます。

日本国を相手どって、サンフランシスコ条約を根拠とした在日朝鮮人韓国人の国籍の強制剥奪をまちがっていると叫んでみても、戦后の日本がサ条約を基礎として繁栄を遂げていったことを思えば、所詮、日本国のしたてた法廷で「勝つ」などということは、空しくも愚かな企てだとは僕も思います。けれど、戦後の日本の歴史を在日朝鮮人韓国人の立場からふりかえってみるとき、朝鮮侵略の導き手であった天皇制はひきつがれ、サンフランシスコ体制の上で国籍を奪い人権を奪い、朝鮮戦争における自らの家族や友人の血をすって繁栄のスタートをきり、今や韓国市場をわが家の庭の延長の如くいきかう日本の姿を思うとき、「繁栄する日本の平和」は、無念のあだ花としか思えません。このことは、このあだ花にどっぷりと浸った僕にとっても、一人の人間として思いにふけるとき、いくらかは心に共鳴する響をおぼえずにはおれないことです。

このことを思うとき、強制連行強制労働によって日本につれてこられ、この地で死んでいこうとする金さんを踏みつぶしてサンフランシスコ体制をもって朝鮮と朝鮮人韓国人の「原状回復」などとほざく日本国の法廷という黒板に、わずかだとしても、「否」のひっかき傷をつけたいと思うわけです。

公の歴史というものはつまるところ一人一人の人間を踏みつぶした上につくり上げられるあだ花なのさ、と思いつつも、なお、愚かにもこの歴史の黒板に、帝王の構想する美しくも雄大な構図の中にただのひとかきでも、はなはだ不ゆかいなひっかき傷をつけておきたいとの思いにかられて、この裁判の原告が誰であったか忘れて、ひととき僕は没頭してしまうわけです。

（K）

裁判傍聴記

山田一男

わが会は裁判を進める会を名のっているのだから、法廷斗争は主たる斗争・傍聴記は主も生々とした活動報告になるところだが、その筆はしごく重い。思うに、直接の原因は準備書面の朗読に終始するところにありそうだ。

病院では私に小言をいう金さんも、裁判所の雰囲気は苦手のようでうつむいてしまう。金さんにいいたいことをいってもらう、というみんなの気持も、完全にうまくいっているわけではなさそうだ。

しかし毎回の法廷が単調に終わるわけでもない。今日、記事の材料を提供してくれたのは南裁判長である。

法廷の「間どり」を何と呼ぶのだろうか。裁判官が「床の間」を背にしてすわる。向いあって座るのが傍聴人である。その左前に、兼崎さん、崔さん、金さん、右前に国側代理人である。今月の傍聴席は少ない。

開廷を宣言してから、裁判長は崔さんの前に置いてあるテープレコーダーに目をつけた。止めろという。止めろといわれたって、第一回から使ってきたテープレコーダーである。テレコそのものが法廷を混乱させるわけでもない。およそ、法廷で記録をとらせないのは、法廷の秩序の維持とか、当事者のプライバシーの保護のためというくらいのものだろう。今日の法廷で金さんがテレコをまわすことが、いずれかにさしつかえるなど考えられない。金さんはこんな裁判はじめてだし、日本語にだって完全に慣れているわけじゃない。崔さんだってそうだし、法廷に不案内なことは兼崎さんも同様である。ところが誰が準備書面を作るのか。金さんを中心として、崔さん、兼崎さん、傍聴にきている人たちである。彼らが、前の法廷でこんなやりとりがあったか反省しながらそれをするのである。残念ながら、卑怯な国側の逃亡によって法廷での実質論議はできていない。しかし事情はかわるものではない。金さんに裁判の機会が与えられるというのは、さあしゃべれということではあるまい、その主張を正しく構成するため十分な機会が与えられるべきだ。

崔さん猛然と反論。何も裁判所に積極的に何かやれといっているので

はない。第一回から前回までやってきたことだ。それで混乱が起きているわけではない。一方テープによる記録は原告にとって実質的な意味をもっている。

結局、今後必要がある時は許可するということになった。まったく下らない結論だが、今後必要がある時とはどんな時だろう。少なくとも国側が反論する時はテープによる記録が保証されるべきだ。そして国側は一刻も早く、原告の主張の一つひとつに反論し国籍変動の根拠を明らかにする義務がある。裁判のたびに沈黙でおしとおし、最後に一通の準備書面を提出すれば勝つだろうという現在の態度は絶対に許されるものではない。

政府は、在日朝鮮人を一貫して自己の都合のいいように処遇してきた。政策に変化があった時も理由は明らかにしない。一切口をはさませない。戦後のある時期は国籍選択制度を考えていたというのである。これらのことは本号に収録された田中宏氏の証言が明らかにしている。おれをなぜ日本につれて来たのか、今日になってなぜ帰れというのかという金さんの主張のすべてに国は答える責務がある。書面で答え、口答でも答え、集まったみんなの批判をうける義務がある。

さて、今日の裁判で主張されたことは、準備書面を参考にしていただく。それにしても冒頭ふれた裁判の状況は、東京のFさんからも「何か問題あるんじゃないの」とお叱りをいただいた。その理由の一端というか、大部分は国のやり方にあると思うのだが、賢兄のお知恵をうかがいたいのである。

「在日韓国人・朝鮮人の参政権獲得闘争」

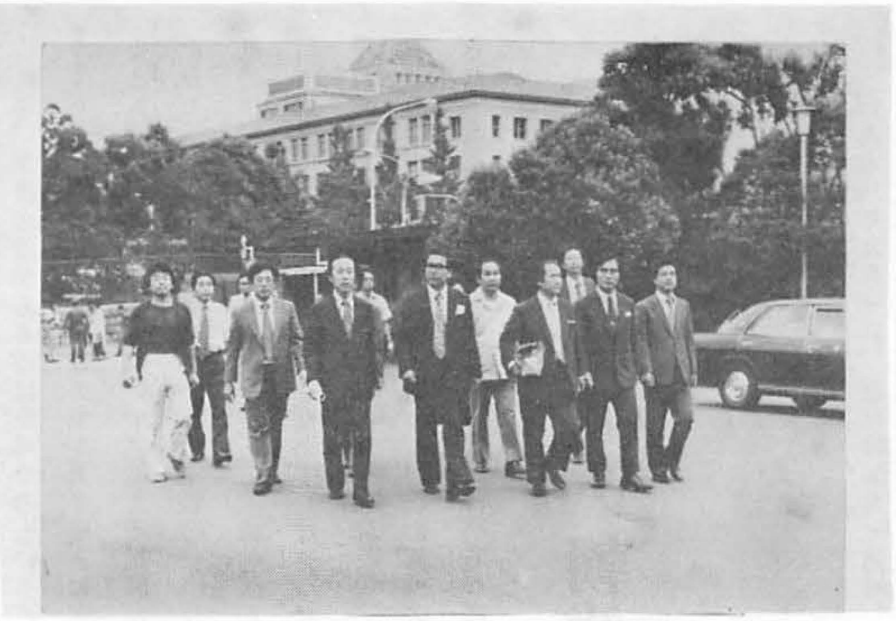
崔昌華（チェ・チャンホア）

序

一九七八年九月一日、在日韓国人・朝鮮人の参政権闘争をはじめて五年目に、日本国首相への「公開質問書」を持って首相官邸に入った。

「在日韓国人・朝鮮人の人権獲得闘争連合会」の代表十四名は戦後三三年を経て、やっと、日本政府の最高責任者に在日韓国人・朝鮮人の人権問題を提起することが出来た。「石の上にも三年」という諺があるが、参政権闘争をはじめて満四年の歳月が流れた。

人権闘争はだんだんと全国的なひろがりをもつようになった。最初一九七五年九月一日、北九州市長、一九七六年九月一日、福岡県知事、このたび、日本国首相への「公開質問書」を提出することによって全国の各地に拡大するようになった。



首相官邸に入る『在日韓国人・朝鮮人の人権獲得闘争連合会』の代表達

I　公開質問書提出までの経過

日本国首相への「公開質問書」提出ということは一九七五年九月一日、北九州市長への「公開質問書」を提出する時から胸の中に秘めて闘ってきた。当初、参政権」問題について意見がわかれることが多くあった。公営住宅入居資格すら認められていない現実を前にして、参政権闘争は意識的にも考えられるようなことでなかった。しかし、人権問題を考えた時、根本的に参政権問題をはずすことは到底出来ないことである。政治に参与することによって、はじめてその社会の一員として認められると共に、自己のもつ人権をまもることが出来る。

現実の日本社会の法体制と日本人の閉鎖性を考えた時、とても考えられるようなことではなかった。けれども、奪われた人権を一人、一人闘いとって行かねばならないことに目覚め、人権闘争に参与せねばならないと確信し、そして、一歩一歩、それは本当に血のにじむような闘いをつづけてきた。

一九七六年、福岡県知事へ「公開質問書」を提出する段階になって、困難なことが一つ、二つではなかった。それは福岡教会が民団との協力問題云云のため、とうとう文書に署名することが出来なかった。

北九州市長、福岡県知事に「公開質問書」を提出し、交渉の段階でいつも前進をはばむものは「国の政策だから、市や県のレベルではどうすることも出来ない」という返事がかえってきた。特に児童手当の支給についての県との交渉で「県にお金はあるが支給できない」、別ないい方をすれば「在日韓国人・朝鮮人から税金は差押えをしても徴収するが、朝鮮人の子供には児童手当を支給するわけにはいかない」ということである。又、参政権問題の交渉で「帝国主義日本の下では在日朝鮮人に参政権があったが、民主主義日本の下では在日朝鮮人の参政権が奪われることになった」と事実を奇妙に答えざるをえなかった。交渉に交渉をかさねてもテープにふきこんだことばがかえってくるように同じ返答であった。でも交渉によってだんだんと日本政府の差別政策を市県民がわかるようになった。

このような情況から日本国首相への「公開質問書」提出、政府レベルとの交渉が必要であった。

日本国首相への公開質問書が最初公的に協議したのは一九七七年六月一四日、在日大韓基督教西南地方会役員会が折尾教会堂で開催された時である。一九七七年九月一日、日本国首相に「公開質問書を提出することについて積極的に支援す

ることを承認した。この時点では一九七七年九月一日に提出することを真剣に考えていた。同年六月二三日、小倉教会堂で金栄植（キムヒョンシク）牧師、金得三（キムドクサム）牧師、小生を含めて三人で一泊しながら、いろんなことを検討協議した結果、もう少し理解させるために一九七八年九月一日、日本国首相あての公開質問書を提出することに合意した。

一九七七年七月一五日発行、「福音新聞」（在日大韓基督教総会機関紙）第三三六号から五回「在日韓国人の参政権獲得闘争」が連載された。一九七七年八月一六日「共同新聞」に掲載、一九七七年九月号「福音と世界」（新教出版社）に「少数民族の人権保障――在日韓国人、朝鮮人の参政権獲得闘争」の主題の下で掲載された。小生は多くの集会でこの闘争を話した。一九七七年一〇月一三日、在日大韓基督教総会に「参政権を含む人権闘争を積極的に支援する決議」の議案が小倉教会提出、西南地方会の承認をへて提起され、社会局に附託された。

一九七八年六月一三日、小倉教会堂で崔昌華（チェチャンファ）牧師、金栄植（キムヒョンシク）牧師、金得三（キムドクサム）牧師、グレン・デービス牧師、四名は「人権闘争」について一泊二日、討議した。

今迄は「公開質問書」提出団体を教会とし、代表として牧師が教会役員会で討議合意した後、署名したが、全国的に闘争を拡大させる必然性を感じ、新しく「在日韓国人・朝鮮人の人権獲得闘争連合会」という団体を創設することにした。

名称だけで数時間を費やした。いろんな名前が提案されたが現実の在日同胞の実態、歴史的背景から全体を包括するいみで最もふさわしいと思った。「闘争」ということばも、他人に対してよりも自らの心の姿勢、「人権をたたかいまもる」という思想の表現として入れた。これはとりもなおさず人間性の回復、民族主体性の確立のため、闘争して行く態度の再確認でもあった。今後、具体的活動において代表幹事に「朝鮮籍」の人を加え、共に連帯し、在日同胞の統一をはかることも意図した。特にキリスト者として、「和解」という基本的理念をもちつつ、さまざまな苦難をおいつつ現実の在日同胞への和解、統一をめざすのである。

一九七八年七月一一日、在日大韓基督教西南地方会役員会の席上、社会部提案により、「在日韓国人・朝鮮人の人権獲得闘争連合会」の活動、日本国首相への公開質問書提出を積極的に支援することを決議した。この会議で「朝鮮人」ということについて深く議論した。早速、公開質問書を作成、二一名の代表幹事が署名した。

II　公開質問書提出の予備交渉

一九七八年八月一二日、首相官邸へ崔昌華（チェチャンファ）牧師、金君植（キムグンシク）牧師、崔京植（チェキョンシク）牧師、朴米雄（パクミウン）講道師、四名、官邸の門をくぐった。本当に歴史的瞬間とでもいえる。この門をくぐるのに五年の歳月を費やした。公開質問書提出について予備交渉をもつことが出来た。

しかし、普通考えられるように簡単に首相官邸に入れるものでなかった。そこにはきびしい制限の壁があった。通常、国会議員の紹介が必要であること、政党との関係が問題になってくること、要望書提出は受付けるが公開質問書は受付けないということ、これらの困難な問題がおきた。今日まで人権闘争は政党との関連なくたたかってきたので、今後もそのようにすすまざるをえない。個人的には知り合いの議員がおったが。それで人権闘争に積極的に支援して頂いた毎日新聞西部本社、永守良孝記者の紹介により毎日新聞首相官邸記者假野忠男記者にあった。假野忠男記者は西部本社に勤務したことがあり、人権闘争に深い理解をもっておられた。今までの人権闘争の経過を説明、資料を渡して、首相官邸で官房長官秘書と話し合って欲しいと依頼した。假野記者の努力により、予備交渉をもつことが出来た。まず自己紹介をしたあと、

森田秘書官―「假野さんから聞いたの

で大体のことは知っております」

崔昌華牧師―「一九七八年九月一日、午后一時、首相あての公開質問書を提出したい。そのため、場を設定して欲しい、ここまで来るのに、一九七五年北九州市長、市との交渉二一回、一九七六年福岡県知事、県との交渉一一回をかさねてきた。今まで、北九州市も福岡県も場所を設定して交渉をかさねてきたので、このようにして欲しい。

森田秘書官―政府としては質問書を受取り返答したことがないので困る。そして、人数は四人位の人数でして欲しい。

崔昌華牧師―人数は五〇人位にしたい。

森田秘書官―それにふさわしい場所がなく、これ位の人数が望ましいが。

崔昌華牧師―それは慎重に検討して欲しい。政府にはいろいろな会議室があるのではないだろうか。

森田秘書官―公開質問書は困る。

崔京植牧師―そのようなことは言わないで、今まで闘争してきた経過を重んじて欲しい。

金君植牧師―九月一日は関東大震災の日で、この日、九・一集会を終り、ここに来る予定である。この日は御存じの通り、朝鮮人ということで虐殺された日である。このことを含みに入れて考えて欲しい。

崔昌華牧師―内部でよく検討して、首相又は官房長官が出席して対応して欲しい。

約二〇分で予備交渉を終え、首相官邸をあとにした。これでやっと九月一日首相あての「公開質問書」提出する準備が出来た。假野記者のとりはからいに心から感謝した。これで政府との交渉ははじまったわけである。

八月三一日になって森田秘書官と連絡、「人数は一四名にする、場所は首相官邸の会議室、時間は一五分」と合意した。午后四時から国電お茶の水駅前でビラを八千枚、連合会メンバー七名でまいた。小雨のふる中で一人一人にビラを渡すこと、朝鮮人の主体的たたかいの歩みである。

Ⅲ　公開質問書提出

九・一集会「在日韓国人・朝鮮人の人権闘争三周年、関東大震災、朝鮮人虐殺五五周年」を東京中央ＹＭＣＡでもたれた。集会後代表一四名はすぐ首相官邸に向い、一四名は堂々と胸をはって、首相官邸に入った。三名は二回目である。日本政府の最高責任者に在日韓国人・朝鮮人の人権保障について、要望書ではなく、「公開質問書」を提出、回答を求め、交渉に入った。次はかわされた内容である。

金君植牧師―「今日はですね、御多忙のところ、われわれのために時間をさいて頂き、ありがとうございます。

この九月一日は私達韓民族にとって忘れることの出来ない日でございます。今から五五年前、丁度、今時分ですね、何の理由もなく、ただ朝鮮人であるというだけで無惨にですね、生きた身のままで惨殺され、火に焼かれ、池にはまされ、殺されたですね、真に、私達韓民族一人一人にとってですね、本当に今なお、このうらみつらみの忘れることのできない日でございます。

この首相官邸は、ここにおいて私達朝鮮民族を殺した、発令された、そういう電報が発せられたところでございます。

私は、ただ私達一四人だけぢゃなく、この席には、あの今から五五年前、数千人の民族が、先祖が殺されたですね、うらみの怨霊がですね、この部屋一杯充満しております。私は不思議です、今まで、なぜ、われわれの先祖が殺された、惨殺された、そのうらみの霊が、なぜ日本をうらまないのか、なぜ、ここに出てこないのか、なぜ、眼に見える形でこないのか、そして、その子孫であるわれわれが今、なおですね、日本民族の、このいわれなき差別、抑圧の中で、ただ朝鮮人であるというだけで、こんなに苦しめられなければならないのか。

そういういみでわたしたちがここにまいりました。われわれだけぢゃなくて、今から五五年前、殺された、あの先祖の霊がですね、ここにおいて、皆様に一つ聞いて頂きたいんです。崔先生一つ。

崔昌華牧師―私達は今日、九・一集会のあと、代表一四名、ここにきたのです。北九州に、一九七五年、北九州市長に公開質問書を出していらい四年目なんです。そういう、われ〳〵の長い闘いの中で、やっとわたしたちが、この日本国首相あての公開質問書を、誠実に答えることを信じて、私達は今もってきたのです。まず質問書をよみ上げます。

공개 질문서
公開質問書

日本国首相　殿

私達は日本国在住の在日韓国人・朝鮮人ですが、私達は日本で生れた二世・三世、又は四十年、五十年、この地に居住しているものであり、将来もこの日本で永住する意思をもっております。

このように長期間の定住によって地域との深いつながりがあり、日本人同様、国税及び市、県民税を義務として納めており、他方、さまざまな公害も日本人と同じく被害を受けております。

戦後三十三年、日本は民主主義国家として発展し、個人の基本的人権を最大限に保障すると共に同じ地域に住む在日韓国人・朝鮮人の基本的人権の保障についても深い関心があると信じます。

私達は今日まで在日韓国人・朝鮮人の基本的人権が何ら認められていない現実をふまえ、次のような質問書を提出します。

1. 在日韓国人・朝鮮人が日本に住むに至った歴史的経緯を考慮する時、日本人の責任、特に、日本国政府の責任において、在日韓国人・朝鮮人の基本的人権の保障に対する基本的見解を明らかにして下さい。
2. 東京都、横浜市などの都市では在日韓国人・朝鮮人に「児童手当」が支給されていますが、政府は何時頃から実施致しますか。
3. 東京都、横浜市及び多くの都市で在日韓国人・朝鮮人の公営住宅の入居資格が認められておりますが、政府は何時頃から地方自治体において完全実施されるように行政指導致しますか。
4. 国民金融公庫からの融資が在日韓国人・朝鮮人に適用されるよう政府が何時頃、行政指導致しますか。
5. 私達は基本的人権の最大の保障の途は参政権にあると考えております。それ故に、在日韓国人・朝鮮人に参政権を認めるべきと考えます。特に国会議員の選挙権、被選挙権は認められるべきと考えますが、この点についての基本的見解と何時頃、認めますか。

一九七八年九月一日

在日韓国人・朝鮮人の人権獲得闘争連合会

代表幹事 최창화 崔昌華 在日大韓基督教 小倉教会牧師

代表幹事 김득삼 金得三 熊本教会牧師 熊本市

代表幹事 김형식 金栄植 折尾協会牧師 北九州市

代表幹事 김승준 金承俊 宇部教会牧師 山口県宇部市

代表幹事 김덕성 金徳成 大阪教会牧師 大阪市

代表幹事 최경식 崔京植 在日大韓基督教総会総務 東京都

代表幹事 김군식 金君植 横浜教会牧師 横浜市

代表幹事 강영일 姜栄一 調布教会牧師 調布市

代表幹事 김안홍 金安弘 大阪教会牧師 東大阪市

代表幹事 김신환 金信煥 広島教会牧師 広島市

代表幹事 황의생 黄義生 名古屋教会牧師 名古屋市

代表幹事 윤종은 尹宗銀 堺教会牧師 堺市

代表幹事 박미우 朴米雨 横須賀教会牧師 横須賀市

代表幹事 여창영 余昌英 余診療所院長 京都市

代表幹事 김명 金明 精華短大講師 京都市

代表幹事 서용달 徐龍達 桃山学院大教授 奈良市

代表幹事 강문규 姜文圭 近畿大学教授 東大阪市

代表幹事 신현석 申鉉錫 下関教会牧師 下関市

代表幹事 오만 呉満 桃山学院大講師 大阪市

代表幹事 최수현 崔秀賢 岩倉病院医師 京都市

代表幹事 신영자 申英子 在日大韓基督教婦人会全国連合会前總務 大垣市

森田秘書官―では私の方から責任をもって、総理の方へお伝え致します。

金君植牧師―この前の私達の申し入れについて、そのお伺い致しました時に、私達の要望として官房長官の御出席、まあ少なくとも副官房長官まで、一つお願いしたんですが、おみえになっていらっしゃらないようですが、これについての御回答を一つ。

森田秘書官―これは、もう日程的に無理だということで。

金君植牧師―われわれがもう今から二、三週間前に申し入れても。

森田秘書官―これはもうやむをえない、御了承頂きたい、と思うんですが。

金栄植牧師―その時、そのようにおっしゃったんですか。

森田秘書官―いや、そのようなことはありません。

金栄植牧師―いや、今日のね、一日に私達がこのように公開質問書を提出することに対してですね、日程的にむづかしいことを、申し込んだ人達におっしゃったわけですか。

森田秘書官―それは、もう、御約束はできないといったわけです。

金栄植牧師―できるだけの努力はしたいと。

森田秘書官―えー。

崔昌華牧師―あのーまあー私はね、森田秘書官にあいましてね、まあ、いちおうお願いをいたして、きのう電話で最終的につめましたけれども、森田秘書官が九月二日だと思われたと言われましたね。

森田秘書官―えー。

崔昌華牧師―そのふきんが、私はね非常に大事な点じゃないかと思うんです。

森田秘書官―それはまあ、私のききまちがいなのか、そのいいまちがいか分りませんけれど、どれだというふうな、あの理解された、

崔昌華牧師―私達はその日、はっきりと九月一日、特に関東大震災ということをね、

含んで、非常に大事な日なんで私達はこの日に提出にきますと、いうことを申し入れたわけです。だからその点が、まあききちがいかどうか分らないんですが一番大事な点なんですよね、だが、私達の気持ですがね、われわれの、今日の意義深いこと、いろんなことを考えて九月一日を選んできているわけなんですね。だから金先生が言われたような意味で本当に対応をしっかりして欲しかった。その点ではね、きのうも電話で申し上げたようにできればね官房長官が……

森田秘書官―私は一生懸命やったつもりなんですよね、できる限りのことは、

崔昌華牧師―結局、森田秘書官が一生懸命やられたけれど官房長官自身がやっぱり、われわれのこの質問書の見解に対して不理解じゃないかと、逆にいえば、そう言える面もあるわけですね、だから、まあ、そういう点では、もう少し官房長官なり首相が私達の声をしっかり聞いて欲しかった。

森田秘書官―まあ、それは十分お伝え致します。

崔昌華牧師―もう一つはね、あの韓国の新聞にね、電話でも話したようにね、

森田秘書官―あ、話しましたね。

崔昌華牧師―報道されたですよね、首相が八日にテレビビデオをとられ、一三日に放映して新聞には一五日に。この中で一項目に、在日韓国人・朝鮮人の差別問題があれば、指摘して下されば是正致します、ということがむこうの新聞にも出ています。KBSテレビは全国ネットで放送されていますね。

私は福田首相が韓国の全国民に約束なさった。それがこの質問書という形でね、どういう対応をしてもらえるか、われわれ日本における在日朝鮮人が非常に関心をもっております。

森田秘書官―はい、よく分りました、そのこともあわせてお伝え致します。

金君植牧師―だから、指摘があれば是正したいということを、首相はあのビデオとのインタビューで申されているわけですよ。ですから、私達はここだけぢゃないんですよ。われわれの調査では韓国人が差別されている、その行政的差別の数は二百余にのぼるわけですよ。今はここにあげたわづかな、ほんの一にぎりなんですよ。ですから、私は秘書官が福田首相にやはりこういう実態をはっきり伝えて頂き、この問題に対する回答を誠意をもって回答頂きたいと、こんど御回答頂くときにはですね、やはり官房長官あるいは福田首相が直接、このわれわれの生の苦しみを聞いて頂くように、そのあいた時間をわれわれに知らせて頂きたいと、そういうように私はお願いしたいんです。

森田秘書官―そういうことも、あわせて、

金得三牧師―わたしたちは名前を表明してあるんですが。

森田秘書官―私ですか、私は官房長官秘書官の森田です。

村上秘書官―私は村上です、同じく官房長官秘書官です。

崔昌華牧師―今、あの、お伝えします、というふうに答えられましたけれど、私達は本来は今日、いちばんよく時間がとれて、お答え頂きたいと首相とわれわれの気持なりを、もう少し話しあって頂きたかったですね、今日、それが実現できなかったんですね。

だから、出来れば、この質問書だけでなく、じかに私達の今までの苦しみ又は差別状況にあるわれわれの問題ですね、福田首相が指摘してくれれば是正すると、言われたんだから、そういう意味で私達との話し合いの場を次回に設定して欲しい。

森田秘書官―よく分りました。私の立場上、それに対して、引き受けましたとか、なんとかということ、返事できることはできませんけれど、それはよくお心をお伝えしておきます。

金栄植牧師―あの官房長官は今日、僕らが今日こちらにくるということは御存じですか。

森田秘書官―え、知っております。

金君植牧師―福田首相はいかがですか。

森田秘書官―福田総理は……それはそういう話しじゃなかったんですから、総理は

御存じないわけです。

金君植牧師―この書面、質問書は直接、福田首相の手もとに届けられるんですね。

森田秘書官―え、総理の秘書官を通じて、

金君植牧師―人を殺せばね、無実の人間を殺せば、その霊におびえるわけです、おばけに、私は、戦争ならね、戦争で人を殺すのも私は罪だと思いますね、私はクリスチャンの立場として。ただ日本政府が、あの関東大震災が起きた時に、その、いわゆる民衆が政府に対して暴動を起すんじゃないかというおそれから、じゃ、この時、不逞というデッチあげた、この鮮人に罪をおっかぶせて、罪のない人間が殺されているわけですよ。

私は日本がですね、この無実な、無惨に殺されたこの人間の霊になぜ、おびえないのか。犬、殺しておびえる人いないわけなんです、はっきりいってそうじゃありませんか、犬、殺して、自動車にひいて、あ、気持悪かったという位で、それでおさまっちゃうわけですよ。ところが、もうデッチ上げて人を殺しておいてですよ、そして、その朝鮮人のうらみが一体きやしないか、私はなぜ日本人がそれにおびえないのか、私は不思議でしようがないんですよ。それは、なぜかというと、朝鮮人、韓国人、人間として思わないからなんですよ、こんなものは犬コロ以下に思っているんですよ、そうぢゃないんですか。だから今もなお、この解放後三三年たってもですね、われわれ日本にいるこの韓国人ですね、人間とも思わないし、いつも管理の対象としてですね、きびしく、取締りの対象なんですよ。人間として認めようとしない、これは、この中にですね、われわれの先祖の、この殺されたうらみが入っているのです。なぜ、お前らは、なぜ叫ばないのかと、われわれは地の底から叫んでおるんだ、お前らは人間として認めておらんのじゃないか、税金も、みんな日本人以上に取り立てられているんじゃないか、どうしたのか、そう言っているのです、この声を聞いて欲しいのですよ。

呉　満先生―私も一言、申し上げたいんですけどね、御存知のように一九六五年度に、日韓会談、韓日会談が妥結されてですね、今日まで何年間経過されたにもかかわらず、いわゆる条約に、法的地位協定条約にいろいろ明記されていることがね、何等、スムーズに履行されていない。これはまあ、言うなれば今に始まったことでないけれども、しかし、少なくとも、日本が文明国であり民主主義国家であるとすれば最低限度、それを履行する義務があると思うんですね。私は二世ですが、いわゆる税金だけは納税の義務を怠っていないと思うんです。殆んどの人は。にもかかわらず、それに見返りとして何が保障されているか。やはり三大基本的な義務の中の一つをね、われら在日同胞が履行しているとするなれば見返りとしてね、少なくとも人間扱いをした見返りがわれわれ在日同胞にされて然るべきではないか。これはあまりにも、以前ならばしらず、今、大韓民国という国家があり政府があるにもかかわらず、あまりにもわが国を無視したそういう、いわゆる行いじゃないか、痛切に訴えたいんです。

金栄植牧師―それからね、僕は一つ、やっぱしね、今日も代表幹事と少し話したんですけどね、どの方が応待なさるのか、秘書官か、秘書官はどの地位なのか、相当地位が高い、でまあ、地位の高い低いで決めるんぢゃない、せめて、これが日本国首相あての「公開質問書」であるならば官房長官が出て、それに対応すると、それが、やっぱし、こうされないという場合、されていないというこの現実はですね、私達自身を、どのようにみているかということに象徴されているのではないか、そう思うんですがね。

森田秘書官―そんなことはないんですよ、それはどなたでも同じですよ。

金栄植牧師―同じであるか、ないか、僕等は知らないですよ。

森田秘書官―それは御存知ないところに立って、こう、立脚して議論されると私達も困るんで。

崔昌華牧師―あの森田秘書官ですね、今日の場合はですね、こちらがいちおう日に

ちを設定して時間を決めたのでそうだったけれども、今度の場合ですね、この時間に空きますから一つあいましょう、ということは、言えるわけですね。

森田秘書官―いや、それはまあ、しかし、そういうふうになるか、ならないか、その……

崔昌華牧師―そのための努力はして頂けるわけですね。

森田秘書官―まあ、これからね。

崔昌華牧師―今日ね実際は出て欲しかった、出れる一番大事な時期ですね、それが出来なかった時点だから、この次に。

森田秘書官―まあ、一生懸命に。

金栄植牧師―あの…

森田秘書官―いやー一五分といわれましたので、もう、私、ちょっと今、別のお客様を待たせてあるんで、あの御趣旨はよくうけたまわりましたので、出来るだけ努力します。

金君植牧師―回答は何時頃。

森田秘書官―それは、回答もふまえて、全部お答えしますから、私がするわけでないから。

崔昌華牧師―今、一つ、そのことで次回ですね、私達と官房長官とですね、せめてある場をつくるということはですね、全面的に努力して下さい。

森田秘書官―それは努力しましょう。

崔昌華牧師―努力することによって、私達が次の段階で話しあいができてくるし、その気持をね、少なくとも官房長官がわれわれの気持ちをね少しとって、又、我々のこの意味をね、しっかり対応することによってね、すぐ解決できないと思うんですよね、そのために私達との話しあいを。

金栄植牧師―解決できないんじゃなくて、今年のですね、正月の時に園田外相がですね、国際人権規約署名のことについて、さかんに言われ、これが出来ない時は日本の恥なんだと、こういうことを言われて国連で署名なさった。これがこの実際具体的に、こういう問題が起ってきた時ですね、誠実に答えてくれない時に、そのことばがね、空手形になっちゃうわけですね。そう思われませんですか。

森田秘書官―よく分りました。みなさんの御意見は全部お伝え致します。

金貞女氏―あのー一五分、勿論、約束は一五分だと思いますけれど、私達がここに至るまでは本当に、あの多くの時間を費し、いろいろなことがあって、参りましたけれど、話しの聞くところによれば多くの方が来たかったんですけれど一四名という人数を指定されまして一四名きちんと参りましたところが、まあ、座るところもなしに、このように立って聞かせてもらっているのですけれどね、少しちょっと、誠意が足りないんじゃないかと思うんですがね。

森田秘書官―それは昨日、ちゃんとお話しずみで、御了解の上で、おいで頂いたんで、それを私達に言われると困るんですよ、立ってもいいからというお話しだったですから、あのー席はありませんということで。

崔昌華牧師―あのね、きのうね、今日この場所きてからね、ちょっと、おとといおった場所は椅子がずーっとあったでしょうあの場所ならだいたい一〇人で何んとか入れるんじゃないかと、そんなことを考えたんですよね、だから、そのことで、その点は理解することにして、ただねまあ、森田秘書官も忙しいと思うんですけどせっかくこの人達が来てですね、まあ一言、意見があればね五分か一〇分位待って頂いてね、あの私達がここまできてですよね、お話しをするのはですよね、三三年のうち、これがはじめてですよ。

森田秘書官―御約束なんですから。

崔昌華牧師―ただ、その点で私達も理解をします、そういう点で今后、今言うた要望ですね、あの官房長官、首相もしくは官房長官とは三〇分位の話しの場を設定して欲しいと、そのことによって次の話し合いの場をもっていきたい。

金栄植牧師―例えば指摘と総理大臣がおっしゃったと。指摘はどういう形でね指摘すればいいのか、そういうことをね、そういう広場というものをもたないで、ただ指摘と言ったところでね、これが指摘の場でないかと思うんですがね。

崔昌華牧師―まあ、そういうことで一つ、よろしく。

金君植牧師―これ、じょうだんじゃないですけどね、首相がかわってもね、この問題の事務の引きつぎだけは、あの、しっかりね、

アハハハ、（全員大きな声で笑う）どうも。

廊下で回答時期について一一月下旬頃をメドにしようと合意した。

その後、内閣総理大臣がかわった。

一九七八年一二月一三日、官房長官秘書官であった森田氏に連絡、その後の経過をきいた。公開質問書について官房副長官と相談の上、法務省にまかせた。安原事務次官へ連絡して欲しい。首相又は官房長官との話し合いの場の設定は首相官邸秘書に引きつがせる。法務省安原事務次官丸山秘書官に連絡したところ目下検討中であり、その上で連絡するとのこと。

一九七九年一月一八日、首相官邸の官房長官国松秘書官へ森田秘書官が引きつぎ、国松秘書官は「一九七八年一二月に公開質問書について引きつぎを受けた。内容が各省庁に及んでおるので現在検討中である。現在、予算国会をひかえており、予算以外の問題に時間をさけないので二月末頃、予算のみとおしが立つと思う。それで三月中旬をメドに首相及び官房長官との話し合いの場を設定する方向で検討したい」とのべた。

一九七九年一月二三日、公開質問書についての交渉の窓口が法務省であると理解したが、法務省安原事務次官丸山秘書官から質問書が多くの問題を含んでいるので首相官邸が窓口になり、国松秘書官に法務省の立場は伝えてある、とのことだった。

窓口は法務省でなく、官房長官秘書室になった。正式交渉が三月中旬もたれることになった。

Ⅳ　福岡市長へ公開質問書提出

一九七八年九月二七日、「在日韓国人・朝鮮人の人権獲得闘争福岡地区委員会」が次のような内容の質問書を提出した。資料として掲載する。

公開質問書

福岡市長　進藤一馬　殿

私達は福岡市に在住する在日韓国人・朝鮮人ですが、日本で生れた二・三世、又は四〇年、五〇年とこの地に居住しており、将来もこの地に永住する意志をもっております。

私達は、あるいは私達の父母や祖父母は好んで日本に移り住んだのではありません。日本の植民地政策によって祖国での暮しを破壊され、やむなく日本に移り住んだ者や、奴隷狩りのような強制連行によって日本に連れてこられた者が大部分なのです。田畑を奪われ、言語を、姓名を、家族を奪われ、故郷から引き離されて強制労働をさせられた苦難こそが今、在日韓国人・朝鮮人がこの地に居住する権利の源泉であると私達は考えています。

しかし、敗戦後の日本はそのような苦難に対する償いを全く怠りました。日本の社会には今も在日韓国人・朝鮮人に対する抜き難い差別、偏見が存在しています。

行政は私達の基本的人権を保障していません。

私達は長期間福岡市に住み、地域との深いきずなをもちながら生活しています。市民税及び県民税、国税も日本人と全く同様に負担させられてきました。他方、公害や渇水の被害も日本人と同様に受けています。しかし、市営住宅入居、児童手当受給等の市民として当然受けるべき権利は一部分を除いて全く認められていないのです。

「民主主義国家」であるはずの日本で、戦後三〇年にわたって、在日韓国人・朝鮮人が、このような無権利のもとにおかれ、様々な不利益を強いられてきたことに対し、私達は深い怒りを感じざるを得ません。近年各地で在日韓国人・朝鮮人の人権獲得闘争によって公営住宅入居や児童手当受給等が実現するようになりました。福岡県の県営住宅入居もすでに実現しています。しか

し、福岡市においては未だに何の改善もなされていません。

私達はこのような現状を打開すべく、下記の項目を市長にお尋ねしたいと思います。誠意ある御回答をお願い致します。

1. 在日韓国人・朝鮮人が日本に住むに至った歴史的経緯をふまえ、従来の福岡市の行政に民族差別があったことを認め、今後市当局の責任において在日韓国人・朝鮮人の人権保障にどのようにとりくんでいくのか、基本的見解を明らかにして下さい。

2. 関東・関西等の多くの都市では在日韓国人・朝鮮人の公営住宅入居応募資格が認められており、福岡県営住宅、北九州市営住宅についても最近応募資格を認めました。

当市の市営住宅についてはいつから応募資格を認めますか。なお、応募資格を認めただけでは従来の制度によって生じた入居格差は解消しません。一般募集による市営住宅居住者の〇、七%（当市全人口に対する韓国人・朝鮮人比）程度が韓国人・朝鮮人となるように特別枠をつくる等の施策を講じて下さい。

3. 関東・関西等の多くの都市で自治体独自の制度をつくり在日韓国人・朝鮮人に児童手当を支給していますが、当市ではいつから実施しますか。その際、児童手当制度が出来てから現在まで在日韓国人・朝鮮人が排除されてきたために、こうむった不利益を充当する施策を講じて下さい。

4. 児童扶養手当、特別児童手当、福祉手当についても児童手当と同様に自治体独自の制度によって在日韓国人・朝鮮人に支給することが可能だと思われます。早急に在日韓国人・朝鮮人に支給し、更に従来の制度によって受けた不利益を充当する施策を講じて下さい。

5. 在日韓国人・朝鮮人に生活保護を適用する際、保護に関する決定通知書の不服申立審査請求権利教示欄を抹消する例があると聞きますが、当市ではこのようなことは行なわれていませんか。もし行なわれていれば直ちに中止して下さい。特に、特別在留許可者に生活保護を適用する場合、福祉事務所が入管に「通報」するために被保護者が「退去強制か保護取消か」の二者択一を迫られることがあります。当市でもこのような「通報」を行なっていますか。もし行なっているならこのような生活保護法の精神に全く反する「通報」は直ちに中止して下さい。

6. 当市では市職員、市立学校教員の採用に国籍条項を設けていますが、これには何の法的根拠もありません。直ちに撤廃して下さい。更に従来の採用差別によって生じた格差解消のため全職員の〇、七%程度が在日韓国人・朝鮮人になるように六〇余名の特別枠をつくる等の施策を講じて下さい。

7. 在日韓国人・朝鮮人の新しい世代に民族の文化・言語を正しく伝えるため、韓国人・朝鮮人生徒の在籍する市立学校に民族学級を設置して下さい。また、就学にあたって不利益を受けないよう、学令児のいる家庭に身体検査等の諸手続の案内通知を出して下さい。

8. 市内に事業所をもつ企業が在日韓国人・朝鮮人に対してどのような就職差別を行なっているか把握していますか。それに対していかなる行政指導を行なっていますか。

9. 国民金融公庫からの融資が在日韓国人・朝鮮人に適用されるよう市当局が関係当局と交渉する用意がありますか。また市内の民間金融機関が融資において在日韓国人・朝鮮人を差別しているか把握していますか。それに対していかなる行政指導を行なっていますか。

10. 国民年金が在日韓国人・朝鮮人に適用されるよう市当局が関係当局と交渉する用意がありますか。

11. 住宅公団住宅、住宅供給公社住宅に在日韓国人・朝鮮人が入居できるよう、市当局が関係当局と交渉する用意がありますか。

12. 「市政だより」は毎号差別撤廃の標語を掲げていますが、これをより具体化し、

福岡市民の間の民族差別を撤廃するために、日本と韓国・朝鮮の歴史、在日韓国人・朝鮮人が日本に住むに至った歴史的経緯、民族差別の現実についての連載記事を掲載して下さい。

13. 市の窓口を通す全ての制度（国の機関委任事務等も含む）、市が出資している全ての事業について、国籍条項があるもの、外国人登録証の写しが住民票に代るものと認められていないものをもれなく列挙して下さい。

14. 市が今後、新たな制度をつくる際に、国籍条項を設けたり、住民登録を要件としたりして在日韓国人・朝鮮人を排除することはしないと確約して下さい。

15. 私達は基本的人権の最大の保障の途は参政権にあると考えております。それ故に在日韓国人・朝鮮人に参政権を認めるべきと考えます。特に市会議員の選挙権、被選挙権は認められるべきと考えますが、この点についての基本的見解を示して下さい。

一九七八年九月二七日

在日韓国人・朝鮮人の人権獲得闘争
福岡地区委員会
代表幹事 최정정 崔正剛（チェ チョン ガン）

代表幹事 김기현 金基炫（キム キ ヒョン）
代表幹事 최영모 崔永模（チェ ヨン モ）
代表幹事 이종설 李宗卨（イ チョン ソル）
代表幹事 김득보 金得宝（キム トク ボ）
代表幹事 윤재련 尹在連（ユン チェ リョン）
代表幹事 이윤성 李潤銀（イ ユン ソク）
代表幹事 김장수 金長壽（キム チャン ス）

全国連合会
代表幹事 최창화 崔昌華（チェ チャン ホア）
代表幹事 김형식 金栄植（キム ヒョン シク）
代表幹事 김득삼 金得三（キム トク サム）
代表幹事 신현석 申鉉錫（シン ヒョン ソク）
代表幹事 김승준 金承俊（キム スン ジュン）

数回、福岡市総務課と話し合った結果三月中旬頃をメドに回答を出し、話し合いの交渉をもつことに合意した。

V むすび

日本国首相あての「参政権を含む人権に関する公開質問書」の提出は多くのマスコミがとりあげた。韓国では一九七八年八月一四日、中央日報「在日同胞参政権要求運動」という見出しで報道、一九七八年八月二二日、東亜日報「在日韓人参政権認定與否、福田首相に質問書提出」一九七八年八月二三日、韓国日報「在日韓国人、参政権認定與否、福田首相に質問書提出」朝鮮日報。ソウル新聞。一九七八年九月二一日、東亜日報「記者の目」欄「在日僑胞差別」として大きくとりあげた。

日本国内では一九七八年八月二二日毎日新聞、二面に全国版で「参政権や児童手当を」「在日朝鮮人ら近く首相に質問状」と見出しをつけ報道、キリスト新聞一九七八年八月二六日、九月九日に報道、東洋経済日報には一九七八年八月二五日、一面トップに大きく報道、一九七八年九月八日に経続報道した。

一九七八年九月一日、NHKテレビ午後一一時全国ニュースは「基本的人権の回復を求めると運動を続けている在日韓国人や朝鮮人のグループが今日、福田総

理大臣あてに参政権や児童手当の支給を認めることなどを内容とした公開質問書を提出しました。

「在日韓国人・朝鮮人の人権獲得闘争連合会」という牧師や学者を中心とした人々が今日およそ一〇〇人集って東京都内で集会を開きました。そして代表が官邸を訪れ福田総理あての公開質問書を手渡しました。

連合会では「我々は日本に永住する意思をもっており、日本人並みに国税や地方税を納めているのに基本的な人権は認められていない」として児童手当を支給することや公営住宅の入居資格それに参政権を認めることなどを求めています」と報道、NHKラジオ午後九時全国ニュースでも同じような内容を放送。

関西地方の京都では一九七八年七月一日、「第一回京都在日韓国人・朝鮮人の市民権を実現する集い」が開催された。連合会の代表幹事　金明（キムミョン）さんと余昌英（ヨチャンヨン）さんが活発に動いている。会報「どうぞごひいきに」を出している。関東地方では横浜を中心に闘争を展開すべく着々と準備をすすめておる。一九七八年一二月一三日、横浜YMCAの国際理解講座で「国籍と人権」の講演があり、在日韓国人・朝鮮人の人権闘争について講演した。

このように各地区で、だんだん、闘争の輪がひろがっており、多くの在日韓国人・朝鮮人が参政権について真剣に自らの主体をかけて考えるようになった。

連合会では在日韓国人・朝鮮人の参政権を含む人権問題を国際連合人権委員会に提起するため代表派遣を準備中であり、去年から資料の訳、資金面の準備、アメリカにおる有志、団体との連絡をとっている。

特に、この誌面を通じて感謝したいことは九州地区に居住しておる有志同胞が多額の募金に応じてくれたことである。一人一人、喜んで協力を経済的に惜しまなかった同胞に。又、自分の貧しい生計から交通費を負担しながら九・一集会に九州から参加した日本人に共に連帯できたことに喜びを覚えるのである。

最后に、一九七八年五月七日、日本、北アメリカ、キリスト教合同委員会総務ノーサップ牧師（三回目）、キリスト教会代表ハムボールト牧師、ノッディンハム牧師、三名が人権闘争の経過をきき、同年五月八日には一緒に北九州市（二一回交渉）と福岡県（一一回交渉）との交渉に参加、詳細に内容をきき、共に連帯を表明した。日本、北アメリカ、キリスト合同委員会では人権闘争を支援するため一人の宣教師を九州地区（西南地方会）に派遣、現在東京で日本語の勉強をしているが一九七九年六月から九州地区に家族と共に住むことになった。アメリカ国籍をもつ韓国人康恩弘（カン・ウンホン）牧師はアメリカ連合長老教会、アメリカ南長老教会の派遣宣教師である。

具体的人権闘争のためアメリカの教会がこのような形で連帯していること、又、ドイツ教会から派遣され日本キリスト教団協力牧師、シエーファー・ウーリッヒ先生の協力も忘れることが出来ない。

人権闘争がだんだんと在日韓国人・朝鮮人の意識を高め、人間として生き、民族主体性を構築し、日本社会の真の民主化のため、共に心を同じくする人々が手をとりあって、ささやかな歩みであっても、共に歩みたいと願うのである。

〈追記〉

一九七九年三月二十二日、午前十一時二十分、内閣官房長官秘書官国松孝次氏と連合会代表崔昌華牧師、金君植（キムクンシク）牧師、李大京（イデキョン）牧師、朴米雄講道師、康恩弘宣教師、崔聖鎬（チェソンホ）氏及び高橋敬基牧師七名が首相官邸において第三回交渉をもった。

公営住宅入居資格を全国の各自治体が認めるよう行政指導すること、住宅公団の入居を認めること、今年は国際児童年であることを覚え、児童手当を支給すること。参政権問題について諸外国の例をあげながら、早急に認めるようにすること、在日韓国人、朝鮮人の主体性確立、居住権、参政権保障の立法を制定すべきであると主張、これに対し、国松秘書官は積極的に対応、総論的には一致しているので各論でつめてみたいと、前向きに取組む姿勢をみせた。次回は四月末頃をメドに各省庁の責任ある関係者を交じえて具体的に話し合いをもつことに合意した。

宋斗会裁判における田中宏さんの証言

戦前、戦後における日本国による在日朝鮮人の国籍処理について

金さんの裁判にもたびたびかけつけて下さった。宋斗会さんの「外国人登録法違反事件」公判が京都地裁で開かれています。七八年三月及び五月には、愛知県立大学の田中宏さんを証人としてむかえ、証人迅問が行なわれました。金さんの裁判にも大変有意義な証言なので、福岡においても証拠として速記録を提出しましたが、ここにその要旨を紹介したいと思います。

田中さんは今、愛知県立大学にお勤めですけれども、以前は、アジア学生文化協会で、東南アジアからの留学生の生活、勉学上の手伝いをされていました。当時経験した事件が、チュア・スイリン事件で、日本政府に奨学金をもらって千葉大学に留学していた学生が、ささいな政治的活動を理由に奨学金を打ち切られ、強制送還の段取りまで整えられたというものです。もし彼が日本人なら奨学金の打ち切りはそれだけの不都合で終るのに、留学生であるばかりに除籍処分になる。在留期間の更新もあやぶまれて勉学そのものが否定される。法にふれもしない言論活動の破紋が、国籍の有無を基準としてこれほどちがってよいものか考えさせられたと田中さんはこの証言の冒頭でのべています。また、「田中さんが、宋さんと会ったときに、一番問題提起となったことはどんなことか」との質問に、

一、（宋さんが）「自分はかって帝国臣民ということで、幼いころから京都に住みつかざるを得なかった。

今、日本の国家は、お前は日本人ではない、朝鮮人であるということで、在留についていちいち許可を得なければならぬようになっているけれど、よろしかったらどうぞいらして下さい、とあいさつをされることはあっても、こちらから何か謙って在留のお許しを願うという借りはないはずだ。」といわれた時は、衝撃的なコメントだと思った。

二、国側は（朝鮮人と日本人は）同じ帝国臣民ではあったが、朝鮮戸籍に登載された人というのは、内地人とは別の法的地位を持っていたので、その部分が戦後日本国籍を失った（だから合理的だ）という説明をするようだが、日本の当時の最高責任者である天皇は、朝鮮に対する一視同仁というのを、勅語の中で、「一視同仁、寸分違うことなく」と説いていたはずであって、今になって、いや朝鮮人は別であった、勅語と違うことをしたというふうに強弁するのだろうか。かって天皇のやったことに、あの天皇は言うだけ言ったのであって、私たちは別のことをやっていたのだということが果して成立するだろうか。国側の説明は、当事者からみれば到底納得できない説明になっていて、天皇の名のもとに行なわれた政策というものの後始末ができていないということを発見した。

三、「国は、講和条約によって国籍がなくなったように説明しているが、国際条約というものは、参加していない国に具体的に影響を与えるということがあるのだろうか。」という（宋さんの）指摘は、条約の処理などというものはきわめてきちんとなされていると思っていた私にとって、よく調べてみるきっかけになった。

四、「国側は（日本政府のとった一連の政策は）原状回復の思想に基づいてやったと、すなわち、朝鮮統治がなかったら朝鮮人であったであろう人を、朝鮮人として扱ったまでだ。と説明するが、一体、三六年の朝鮮支配がなかったらということが成立しうるのか、例えば、私（宋）は、この歳になるが朝鮮語がまったくわからない。原状回復をしてくれるということで、次の日から、朝鮮語がべらべらしゃべれるようになるなら、そういう説明を理解するけれど、この一事をとってみても、原状回復主義がいかに詭弁であるかわかるではないか。」といわれた時は大変衝撃をうけて、一から三までのことも含めて、一人の日本人として考えていかざ

るをえないなと思った。との答えが返ります。こんなやりとりの後、弁護団は、国籍問題をめぐるわが国の学問的状況から本格的質問にはいります。

問　田中さんの調査した中で、国籍関係について論じた類のものは、どれくらい日本にあるのか。

答　単行本として、国籍法というタイトルの本は、昭和二五年に出された、平賀健太という人が書いた上下二冊のもの、それ以降は有斐閣の法律学全集に入っている、江川英文さん、山田鎌一さんの共著になる国籍法だけだろう。これほど大きな植民地統治にともなう国籍問題があるにもかかわらず、日本で研究されていないということは、この問題の日本における深刻さを逆に証明していると思う。

問　在日朝鮮人の国籍関係の専門家と称される人は全くいないといっていい現状か。

答　そうだ。（いままで書かれたものは、）国側の主張をそのまま追認するような書き方で、宋さんの問題にこたえたものはない。さらに、日本における国籍研究が、ほとんど国際私法学者に任されていることも、大変疑問におもった。植民地統治にともなう問題というのは、極めて公法的問題であって、それを渉外身分関係等に限定される国際私法の専門家が扱っているということが、本件のような国籍問題がほとんど日本で論じられないことの、もう一つの問題であると理解している。

問　愛知県立大学外国語学部紀要（台湾及び朝鮮支配が生み出した様々な現実の一として、国籍の強制付与と強制剥奪をめぐる問題を避けて、在日外国人の地位を論ずることはできない、という趣旨で書かれたとされている。）の中で、参政権、及び兵役義務という二つの権利義務を取り上げた理由は何か。

答　国籍を、機能的、あるいは内容的に吟味しないと、形式的に国籍の有無だけを議論するということでは、宋さんの出された問題に答えられないということだ。国籍があるということは具体的にどういう意味を持ったのか、あるいはなくなったということは具体的にどういう結果になったのかということを考えてみようということで、片方で権利の頂点にある参政権、片方で義務の頂点にあると思われる兵役義務、それをテーマにして選んだということだ。

問　この論文で一番チェックしておくべき点は何か。

答　参政権について特徴的なことは運用が属地的になされたということだ。それに対して、兵役義務では属人的に行なわれた。即ち、居住地に関係なくどういう出身の人であるかということで兵役義務を決めるという、そういう取扱いになっていた。その次に、参政権の問題では、二つの植民地から参政権を要求する運動が具体的に発生し、いずれも帝国議会に対する植民地からの請願という形態をとっている。その限りでは同じなんだけれど、これを内容的にいうと、朝鮮からの参政権の要求は、公選制をしいていた戦前の衆議員選挙法、この法律を朝鮮に適用して朝鮮にも選挙区を作り、朝鮮から帝国議会に議員を送り出せるようにしてほしいというのであって、一方台湾からは、帝国議会への参加ではなくて台湾総督の政治を監督するための台湾議会を設置してほしいと、こういう請願が出されている。同じような参政権の主張だけれども形態が大変異っている。これに対して帝国側は、朝鮮からの要求については基本的にこれを容認する。ただそれに対する政府側の答弁はまだ時期尚早であるということで実質的にはうけ入れられなかったが、十数回にわたって繰り返された請願はほとんどすべて採択され、正式に内閣に対して立法府の意見を伝えるという取扱いになっている。一方、植民地議会を要求した台湾の運動に対しては徹頭徹尾敵

視し、立法府もこれを不採択という取扱いをして、その内容は、帝国の中にもうひとつの小型の帝国、あるいは帝国議会のほかにもうひとつの小型帝国議会を容認するのはまかりならないというものだ。このような調査からの結論は、帝国の植民地政策の本質は「同心円への同化」とか「内地延長主義」という言葉を使ってもいいと思うが、帝国を中心にそれを拡大していくという形での植民地の掌握の仕方が基本であったということだ。イギリスの植民地政策は、植民地議会としてのインド議会を認めるという政策であったけれど、これとは極めて対象的に、内地への求心力によって植民地化を進めていくという基本理念であったということが推定される。

問　兵役義務の面ではどうか。

答　参政権のことで付け加えたい。植民地政策の中では、朝鮮語を使うことを禁止し、日本語を国語として強制するとか、朝鮮名を日本名に切り替えさせるというような、世界の植民地政策の中でもかなり奇妙なことが行なわれているが、（朝鮮民族の主体性を可能なかぎり抹殺するこのようなやり方は）先に私が推測した強力な内地延長主義と軌を一にしたものと思われる。

兵役の義務については、属人的な運用がなされている。具体的には、戸籍を基準にして朝鮮戸籍に入っている人は、内地に居住していても兵役義務を課さない。逆に、内地人であれば朝鮮に住んでいようとも兵役義務を負わざるを得ないというようにだ。かように属人主義の基準は戸籍であって、同じ日本戸籍だが、内地戸籍と朝鮮戸籍とに分けられて、居住地は移動できるが戸籍は移動できないというように、しっかりと植民地の戸籍に結びつけて管理する政策がとられた。兵役法の条文を調べると、「戸籍法の適用を受くる帝国臣民にして満二十才になったもの」と規定され、「戸籍法の適用を受けるもの」というのは、内地戸籍に載っている者のことで、朝鮮には朝鮮民事令によって戸籍ができ、台湾についてはまた別の戸籍に関する法令ができ、こういう形で戸籍主義に基づいて兵役義務を課すか否かという取扱いが続けられていたということが判明した。しかし、兵役義務も、戦争末期になって兵員確保がむずかしくなると、法律改正が行なわれ、台湾人、朝鮮人もすべて、兵役義務を負うということで、違いは撤廃される。同時に、参政権に関しても朝鮮からの請願に応じたような形で、朝鮮、台湾に衆議院議員の選挙法に基づく選挙区を新たに設立して、選挙実施のための法改正も並行して行なわれる。ただ、衆議員議員選挙法の改正は、昭和二十年四月一日に法律が公布されたに止まり、ポツダム宣言の受諾によって、画餅に終ることになった。

問　兵役義務についてはすでに戸籍が基準とされていたということか。

答　そうだ。

問　戦争末期になると、絶対的な人員が少ないので、朝鮮人、台湾人にも兵役義務を課すことになったということか。

答　そうだ。

問　（戸籍が何らかの役割を果していたということは）具体的にどういう問題をはらんでいたのか。

答　植民地政策の基本的考えは、内地延長主義、あるいは同化主義といいあらわすことができるが、その一方で朝鮮人なり、台湾人なり、そういう植民地の人は、別のカテゴリーの人として区分けし、結果的にはそれを差別して処遇するという二頭立ての運用がなされていた。表向きでは一視同仁で同じであるということが、一方では戸籍を基準にして分けながら扱っているというその組み合わせで植民地政策が進行していったというように整理できると思う。

問　戸籍を通しての区別ということは、

宋さんの主張とはどんなふうに結びつくのか。

答　宋さん自身が、「今さら、日本の許可を得なければ日本にいられないという、そういう関係が私と日本の国家との間にあるというのは、どうも自分には受け入れがたい。」と発言されたわけだが、それとの関係でいえば、相当強力な同化政策が進行させられたことが理解できるので、やはり、そういう植民地政策を実施された人たちが、ある日突然、お前たちにはもはや日本国籍を許さないので、これこれはできない、これはだめだと言われることに大変疑問を感ずるのはもっともなことではないかという理解を得た。

問　「紀要」の論文中に、参政権要求自体は朝鮮人の運動史上意味をもたないが、それに対応する日本の国家の姿勢が何であったかが（重要だから）この論文に取り上げたのだと書いているが、その点を説明してほしい。

答　同じ植民地から出された要求に対して、一方では基本的に容認するという対応を、他方では徹頭徹尾否認するという態度をとった。これは、日本の植民地政策の基本がなんであったかを考える上で、あるいはその基本が同化主義であったことによってどういう現実をもたらしたかを考える上で、大変重要なことではないかと考えたわけだ。したがって、そういうことによって生じた結果に対しては、今度はどういう考え方で後始末をしなければならないかということが、日本の国家に歴史の名において託された課題ではないかと受けとめたわけだ。

問　国籍の法律的な有無をめぐる解釈論というよりは、国籍関係の内容の問題を扱ったということか。

答　そうだ。

問　被植民地の人たちと、日本の帝国の紐帯がここに要約されているということか。

答　そうだ。

問　それらの点は、戦後はどう変っていったのか。まず参政権について、

答　戦前のことを補足したい。植民地では画餅に終ったが、内地に居住していた植民地出身者は、内地に選挙区があるから参政権を行使できた。それは被選挙権も含み、東京四区からは朴春琴という人が当選し、議席を保有するという現実があった。それがポツダム宣言を受諾した昭和二十年暮の衆議院議員選挙法の改正で変更されることになった。まず、植民地に対する選挙区の設定が削除される。これだけでは内地にいる植民地出身者は依然として選挙権を行使できるから、同年暮の選挙法改正で、戸籍法の適用をうけないものの選挙権、被選挙権は当分の間これを停止するという附則がもりこまれ、植民地出身者が行使することのできた選挙権がすべて奪われるという結果になった。

問　兵役義務そのものはないんだけれど、戦前における兵役義務はどのような形で戦後に現われていったのか。

答　兵役義務そのもの有無はテーマとして追究できないので、義務によって課せられたさまざまな任務が生ずる問題、というふうに問題を立ててみた。

ひとつは、戦争犯罪を問われていた旧植民地の人は大変多数であって、BC級戦犯は東南アジアの各地に設けられた軍事法廷でさまざまの判決をうけ、中には現地で処刑された旧植民地の人も何人かいた。そういう戦犯の罪に問われた人たちが、どのように扱われたかを調べていくと、大変考えさせられる問題にいきあたった。

BC級戦犯を含めて、ほとんど海外にいた戦犯は全部日本に送還され、巣鴨プリズンに収容された段階で、講和条約が発効した。その時、約百人の戦犯が巣鴨プリズンにつながれていたけれどその中に三三名の旧植民地の人たちが刑に服していた。しかし講和条約の発行によって、主権が日本に戻って

くるので、巣鴨刑務所の管理も日本の主権下に移されることになる。ところで、平和条約には、その刑の執行を日本政府に引継ぐという条文が十一条にあって、軍事法廷が科した刑の執行も、日本政府がこれを引継ぐ趣旨なので、結果的には、講和条約が発効すると、かって兵隊にかり出した日本国家によって、旧植民地の人たちが刑の執行を受けるという極めて奇怪な現象が生ずることになった。講和条約発効前は、戦勝国である連合国が、同植民地の人たちの刑の執行を行っていたわけだが、戦後は日本政府が朝鮮人戦犯の刑の執行を管理するということになった。これに大変疑問を感じた三三名の旧植民地の戦犯は、人身保護請求訴訟を起こし、講和条約の条文の中に、刑に服している日本国民は、という言葉があるから、「自分たちは、日本政府の解釈によるともはや日本国民ではない、したがって、この刑を引き継ぐ対象からは除外されているので直ちに釈放すべきである」とこういう主張をした。これは大変特異なケースなので東京高裁に提出されたが、いきなり最高裁がその審理にのり出して、確か同じ昭和二七年の七月、訴訟を起こして一・二ケ月で、最高裁大法廷が判決を書く。

問　その内容は、日本国民として罪に問われた戦犯は、よしんば日本国籍がなくなろうとも、刑の執行はそのまま受けるべきであるというもので、十五人の判事全員一致の意見だった。要するに、戦犯の罪を着ることについては、国籍の移動は関係ないという判断を、日本国家として、当事者に下していたというわけだ。

　それから、兵役義務の事後問題として、戦争に参加した人たちで、戦争の犠牲になった人に軍人恩給をはじめとするさまざまな戦後補償政策がとられる。夫を失った妻にどういう給付金を出すとか、さまざまな法律が次々に作られるけれど、これらの法律はすべて日本国籍を有するものに対象が限定されるという立法政策がとられる。そういう事実を調査するなかで、兵役の義務に服して負わされた罪は国籍の移動に関係なく負い続けさせられる。しかし、そのことによって生じた損害の償いについては、国籍がないからあなたたちは関係ありませんということで、すべて補償からシャットアウトするという国家政策の展開を発見した。これが兵役義務に関する事後問題の処理の大ざっぱな様子だなという理解をもった。

問　今、おっしゃっていただいたことは、講和条約発効後のことも踏まえてのことだが、参政権の問題なり、兵役義務の問題なりの中で、国が、国籍をめぐって場当り的に処理してきたことが出ていたと思う。そのへんのことをさらに敷衍して述べてほしい。

答　私は、国籍の問題を考えるときに、国籍があるということがどういう意味をもち、なくなるということがどういう意味を持つかということに着目して調べてきたものだから、大変形式的に処理されたという、強い印象をうけた。そこには、国籍を強要したことによって生じた事態に、どのように立ち向かうかという発想もなければ、あるいは、その国籍を奪うとすれば、それについて正当な手続をするという配慮も全くない。結局、植民地化政策そのものもそうであったし、それの法規も全く自己都合だけで運ばれた。国籍変動は法律的に行なわれたということになっているけれど、実際は、おそらく、そういう合理性というものを持っていない処理だという印象を大変強くうけた。

問　証人が考えられたことの一つの典型だと思うが、外国人登録令が昭和二二年に発付されている。問題点を指摘してほしい。

答　ポツダム宣言受諾以降をどのように理解していくかというときに、戦前は

参政権、兵役義務を付与し、その事後問題は今申し上げたような形で整理したが、どうしてもほうっておけないことがある。戦前はあらゆる意味で外国人として扱われる可能性は皆無だったわけだ。けれども、戦後は外国人として扱われるという、戦前にはなかった新しい事態が生じたので、事態を冷静に受けとめるためには、外国人として扱われるということが、いつどういう形で発生して、具体的にはどんなふうであったかということを検討しなければならない。さもなければ、私の調査が不十分になるであろうと思うに至った。一体、占領期は旧植民地の人は外国人であったのか、日本人であったのかということを考えていく上で、外国人登録令の公布ということを検討せざるを得ないことに気がついた。

ご存じのように、外国人登録令の中には、旧植民地の人は当分の間外国人と見なす、という規定が登場する。外国人と見なすということは、素直に読むと、一般的には日本国籍を持っている、あるいは外国人ではないけれどこの法令の適用に限っては外国人として扱うと、こういう趣旨だと思う。そして、その具体的な内容は、台湾人、朝鮮人、琉球人の登録に関する覚書というようなものもあったように、彼らが登録の対象になって特別な扱いを受けるようになった。それに関連して気がついたのは、一方で外国人として扱われながら（登録令の適用）、他方、日本の支配を脱した新しい状況の中で行なわれた、言葉をとりもどし自分たちの民族性を取り戻すための民族教育の中では、在日朝鮮人は日本人であるから外国人としての教育を行なうことはまかりならないという政策が展開され、有名な阪神教育事件では、占領下唯一の非常事態宣言が発布され、実力で朝鮮人学校の学級閉鎖が行なわれたことだ。そして朝鮮学校はすべて日本の学校に切り替えられて、子供たちは日本人として教育をされるということが強要された。だから占領下の（旧植民地出身者が）、外国人か、日本人かということについては、あるときには日本人として扱われ、あるときには外国人として扱われるという、日本政府にとって最も都合のいい側面でもって管理し、どういう意味でも法律的に考えて正当なロジックに基づいて、地位なり、取扱いを、きちっとしたということは見られない現実を発見した。

外国人登録令の十一条に、朝鮮人は当分の間外国人とみなすという規定があるが、本来どういう外国人を対象として制定されたものと理解したらいいか。

答　実質的には、外国人というのは、日本政府とGHQ当局と双方で考えたと思うが、当時は国境管理はGHQが行なっており、一般的には日本人の海外旅行や外国人の日本への旅行は、連合国が許可するもの以外は一切行かせないという原則で運用されていたので、連合国が日本への入国を許可したものが、入国後、日本での在留の登録をしたり、その居住関係を明らかにするという、そういう建前で本来は作られた法令だと思う。

問　在日朝鮮人問題との関連はないのか。

答　外国人登録令の制定そのものに、どの程度在日朝鮮人の存在が意識されていたかは、制定過程が十分明らかにされていないので、はっきりしたことは申し上げられない。

問　昭和二六年に出入国管理令が公布されているが、公布までの経過、内容上の問題点で特に指摘すべき点をのべられたい。

答　出入国管理令は現在でも使われている法令だが、昭和二六年十一月一日に施行されたポツダム政令という形式で出された。在日朝鮮人との関係で一番大きな問題は、この法令の制定時、在日朝鮮人に適用するかどうかということで、日本政府とGHQの間に非常に

意見の対立があった点だ。

出入国管理令は、一般的に日本に入国してくる外国人の管理を行なうための基本法として制定された。日本政府は、当初、その法案の中に、外国人登録令と同じく、この政令の適用にあたっては戸籍法の適用を受けない人はこの法律の適用の中で外国人とする、という条文をもり込んで閣議決定をして公布手続をしようとしたわけだ。その時にGHQから、朝鮮人を、出入国管理令というような、極めて一般的な旅券を保有して我国に来日する外国人を管理する法令の対象にすることは、断じて許せないと、大変強い態度表明があって、やむを得ず日本政府は、先ほど申し上げた、当分の間外国人と見なすという条項を削除し、予定より一月以上遅れて法令が公布されるということがあった。

GHQの批判の主眼点は、戦前から在留している朝鮮人を、新たに旅券を保有して入国してくる外国人と同一法令で管理することは、とうてい許されないし、この法律の適用の中で外国人にするということはまかりならない、ということだ。

相当激しい意見の対立の中で、やむを得ず政府はそれをのんで、したがって、出入国管理令というのは昭和二六年十一月一日に施行されて、翌年の四月二八日に日本が主権を回復するまでの、わずか数ケ月だけが、在日朝鮮人には全く適用されない法律として誕生した。

問　政府とGHQの見解の相違についてどう思うか。

答　GHQの考え方は、在日朝鮮人の国籍問題というのは、GHQの管理している間は、日本国籍を有するものとして扱うというのが基本で、一般外国人とは峻別して扱うということで、一致していたと思う。ところが日本政府は、あとで申上げるような政治判断があって、外国人ということにしておかないと、国外退去を命ずるということが不可能になるから、できることなら早く外国人扱いをしたい、こういう見解の相違だ。もう一つ、アメリカは、在日朝鮮人の国籍問題は、基本的に日本と朝鮮当事国との間で協議し決定すべき性質のもので、占領当局が国籍はどうであるというようなことに干渉する気は毛頭ないというようなことを一貫して主張して、基本認識としては占領時代は日本国籍の保有者である時期として処理するけれど、最終的な決定は両国政府に委ねるという考え方であったように見うけられる。

問　先ほど挙げられた軍人恩給、これは日本人に限るという法令になっているが、法令上の根拠はあるのか。

答　ある。

問　法律何号ということは。

答　昭和二七年の法律一二七号だ。

問　法律一二七号というのは、いわゆるポツダム政令に基づく法令が、そのまま日本国内の法令になったものと理解していいのか。

答　軍人恩給に関する法令は一二七号で、その前に、在日朝鮮人処置にとって非常に重要な、昭和二七年の法律一二六号という法律が、ポツダム政令たる出入国管理令に法律としての資格を付与する法律だ。

問　法律一二六号は、出入国管理令を、今後は日本国内の法律としての効力を有するというふうにしたものということか。

答　そうだ。

問　法律一二六号の中で、出入国管理令の在日朝鮮人に対する適用の問題が出てくるわけか。

答　そうだ。

問　その内容は、以後、外国人とするという、つまり、出入国管理令が適用されるという格好になるわけか。

問　すべての外国人を適用するための出入国管理令だから、そして、講和条約が発効した日に日本国籍がなくなった

と解釈し、日本国籍がなくなれば外国人になるのだから、出入国管理令の全面適用に入る。

細かくいえばそういう形なのであって、法律一二六号の中に、直接朝鮮人が外国人になるという定めはない。

問　戦後処理としての在日朝鮮人に対する扱いは、日本政府にとって都合のよいものであったとおっしゃったが、法律一二七号の関係で指摘できるものを要約していただきたい。

答　外国人を今後どう扱うかということについての基本法令を、出入国管理令という形で作ったが、GHQの差し止めがあったから、朝鮮人には適用しないで講和条約の発効をまった。四月二八日には講和条約が発効するのでその直前に、昭和二七年の四月一九日だと思うが、法務省民事局長通達という形で、一定の範囲の人たちは、この日を限って、日本国籍がなくなるという具体的な指示を出し、出入国管令の全面適用時代に移る。一方では、同じ昭和二七年四月二八日に公布される法律一二七号で、戦争犠牲者に対する援護法の第一号が発足し、戦争犠牲者の救済は日本国籍を保有するものだけに限定される。こういう構造で在日朝鮮人にとって極めて重要な昭和二七年四月二八日という日がすぎると、とたんに出入国管理令の全面適用になり、そして日本国籍がなくなったので、それから始まる戦争犠牲者救済から全面的に排除されることとなった。このような昭和二七年四月二八日というのは、在日朝鮮人にとって、日本国家との関係で、最も決定的な一日であったと理解できる。

問　日本国政府の意図というか、立法のやり方そのものの中に、昭和二七年四月二八日という日が、一方では国籍をなくしたという通達を出し、その日から出入国管理令の全面適用が始まり、同時に戦後処理として軍人恩給から除外されるという、一時点に全部集中して行なわれたという事実、そのことの指摘となるわけか。

答　そうだ。だから、巣鴨プリズンにつながれていた三三名の旧外地人の問題も、その日を期して状況が変わるわけだけれど、この人たちだけは同じ状況が続くということを加味すると、より何か、その日の意味がわかるような気がする。

問　刑の執行は受けるんだという、ここは変らないということか。

答　そうだ。

問　主として、戦後ポツダム宣言受諾から平和条約発効までを述べていただいたが、これは法律時報の論文にその要旨を述べたものか。

答　そうだ。

問　占領下の在日朝鮮人の国籍は、基本的には、あるとされたのか、ないとされたのか。

答　日本政府の解釈としては、日本国籍があると考えていたと解するしかないと思う。

問　個別法令の中で、外国人とみなすというような規定を入れていたとみるのか。

答　そうだ。

問　意図としては、なるべく、外国人扱いしておこうという意図がみえていたということか。

答　そうだ。

問　平和条約発効までは、ある時は外国人であり、ある時は日本人であって、もし外国人として扱おうとすると、GHQが反対するということで、在日朝鮮人自体が、外国人であるか、日本人であるかは内容的には曖昧だというふうに理解していいのか。

答　そうだ。

問　第三国人という言葉が、耳の中に残っているが、これは、今の事態とどういう関係にあるか。

答　GHQが日本政府に向って発した、さまざまな覚書が出るが、その中に、ザ・サードナショナルという言葉が使

われたことがあって、占領下では、連合国民にも、被占領国民にも属さないカテゴリーの人という意味で使われ、中味は、旧植民地の人というように考えていいと思う。一部、日本と同盟関係にあった国、（そうした）国の中で既に独立した国なども入るかもわからないが、実態的には、旧植民地の人たち、それを日本語になおして、第三国人というように使ったと理解していいと思う。

問　元は、ＧＨＱの言葉から一般化して、ときにはそれが蔑称のような形で、第三国人というように伝わっていったと理解していいか。

答　そうだ。

問　ここまで扱ってきたことと、宋さんの処理の仕方との関係について、どんな結論をおもちか。

答　占領下の具体箇な経過の問題とも、若干、からむのだけれど、一番重要な関連は、今申し上げた昭和二七年四月二八日を基点とした変化、あるいはそれを支えている考え方というものが、まさしく、宋さんが問わんとしていることと、ちょうど、照準が合うと、そういう関係になっていて、それを肉付けるものとしては、先ほど申し上げたような具体的な内容を見ていくと、それが極めて理不尽な、あるいは日本の都合だけでことが処理されたということに、宋さんの疑問というもの、あるいは批判というものの出発点が、ダブルのではないかというように思う。

問　宋さんは、戦争中、満州にいたこと、それから、昭和二二、三年ぐらいには、日本に引揚げてきているという経過があるが、この引揚げというのは、法的な意味合いはどう理解すべきか。日本国籍保有者の引揚げは、法的には、どういう立場にあるのか。

答　引揚げに関しては、基本的には、当事の連合国が管理していたから、兵士も含めて、民間人共々、四つの島の外にいる人たちについては、できるだけ内地に帰還させるということで、船の配送、その他、日本にいた旧植民地の人、あるいは外国人、そういう人たちをできるだけ本国に帰すと、引揚げというのは、具体的には、日本から出て行く引揚者と、日本に帰ってくる引揚者と、二通りあったと思うが、宋さんの場合は、後の問題としてとらえれば、朝鮮人という問題はあるけれど、実際には、日本の帝国臣民として、その旧満州に滞在をしていた人が日本人として、日本の本土に引揚げてくるという取扱いがなされたというふうに理解するしかないと思う。

（以上　三月六日）

問　当局は、平和条約二条a項によって、朝鮮人の日本国籍は失なわれたと解釈、運用しているが、どのようなことが問題点として考えられるか。

答　この問題を考える時は、国際法的な側面、国内法的な側面、両方の角度から検討する必要がある。

前者の国際法的な角度から考える場合には、その国際条約に主題である朝鮮を代表する政府が参加しているか否か、つまり当事者性の問題ということがまず第一点だ。それからもう一つ、その準拠した条約の中に国籍の移動に関して具体的な明文規定があるか否か、それがどのように書かれているかということを検討する必要がある。

後者の、国内法的に考える場合には、国籍については、憲法十条に、法律で日本国民の要件を定めるという趣旨があるから、その日本国民の要件に関する、国内法上の取扱いからみて、妥当な手続がなされたかどうか、そういう角度から細かく検討してみる必要がある。

問　では、国際法上の問題点のうち、当事者性の欠格の点から述べてほしい。

答　日本国との平和条約が調印された段階で、すでに、朝鮮半島には南に大韓民国政府、北に朝鮮政府が存在してい

たが、いずれも、平和条約に参加していない。

条約の場合には、調印、批准という一連の手続があるけれど、いかなる段階においても全く関与していない。そうすると、国際条約は、その条約に参加した当事者に対して拘束力をもつということが通常の解釈だから、その平和条約によって朝鮮人の国籍移動について定めるということは、通常の解釈運用の点ではきわめて異例というか、あるいはそういうことは一般に行なわれないにもかかわらず、本件に関するような国籍処理が行なわれているという点が大変問題であると思う。

問　二条a項が根拠になっているが、これは具体的な国籍条項ではない。そこで、明文の国籍条項がないことの問題について、のべてほしい。

答　国際条約での処理ということは、当然条約上の条文に基づく処理が行なわれるわけで、今申し上げたように、条約に関与していない国に直接影響する、そこの国の構成員を定めるような条約上の根拠がない、ということは大変おかしいわけだ。その点は、しばらく不問にするが、然らば、朝鮮の分離独立に伴う、新しい日本国籍から離れる人々の範囲を定める規定があるかというと、それもない。

問　第二次世界大戦後の平和条約、たとえばイタリアとの平和条約なんかには、国籍移動の範囲等について、細かい具体的な規定がある。特にその規定が必要であると考えられる理由は、どういう範囲の人達が、いつの時点で、どういう手続によって国籍が変動するかということは、きわめて、具体的に処理すべき事項であって、明文規定がないと、具体的な処理の上でも混乱が生ずるということだ。特にどういう範囲ということについては、従来の国際先例の場合でも、居住地を具体的な規準にするかどうか、その場合は、四つの島である日本の領土の中に居住する朝鮮人の国籍はどうなるか、そういう具体的な問題が生じうる。そういう点で、明文規定がないと、国籍の移動については適切な法的処理がなされないので、通常、明文規定が設われているわけだ。

答　今、述べていただいた、当事国が参加していないということと、明文の国籍条項がないことを総合すると、対日平和条約二条a項が、在日朝鮮人から国籍を奪うという結果をもたらす根拠となりうるのかという基本的問題が出てくる。どうお考えか。

一つ補足しておきたい。明文規定がないから、どの時点で国籍が移動したかということが、きわめて定めにくい。判例をみても、台湾人の国籍移動については、日華平和条約、すなわち、台湾にある中華民国政府との間に締結された平和条約の効力発効日に、台湾人の国籍変動があったと、最高裁は書いている。中華人民共和国と中華民国と、二つの政権が当時あったわけだけれど、いずれも、対日平和条約には参加していなくて、ただ、中国との関係では、中華民国との間に、単独の個別平和条約を締結し、その条約の発効日が、台湾人の国籍移動日であると、最高裁は判断しているわけだ。

ところが、同じように平和条約で処理したというように運用されているにもかかわらず、朝鮮人の国籍については、参加していない日本国との平和条約の効力発効日に移動したとされている。最高裁で出された判断でも、今や、朝鮮人については、条約の参加の有無ということと無関係に、講和条約の発効日を基準にしているし、台湾人については、講和条約に参加していない代わりに結ばれたと思われる日華平和条約に基づいて国籍が移動している。むしろ、そういう見方をしていくとすれば、時間的には、ずいぶん先になるが、少なくとも、朝鮮半島の南部とは植民地問題の解決に資するための条約

が結ばれているわけだから、その日韓基本条約が、国籍移動の、すくなくとも一つの基準になるかもしれない。こういう混乱が最高裁の判断の中にさえある。明文規定の中に謳われていないにもかかわらず、講和条約に基づいて機械的に国籍の変動をしてしまったから、大変な混乱を招いているのだ。国籍問題というのは、通常、法律の上では、それぞれの国の国内管轄事項という考え方があるが、一方では国際法上の原因に基づく国籍変動であると理由づけられる局面もある。そこで先ほど申し上げたように、（サンフランシスコ条約は）国際法的にみても当事国ではないし、明文の規定もないし、きわめて抽象的に朝鮮の独立を承認するというただそれだけの趣旨であって、国籍変動を明確に整理できるものではないという疑問をなげかけると、国籍の問題は国内管轄事項であるからそれぞれの国が勝手にできるんであるという論議に逃げこまれてしまう。そうすると、これから申し上げるような国際法的なものでは、しかるべき手順なり、手続きなり、立法なりに基づいて、それがなされたかということが問題となるわけで、国際法的な処理というのは、通常の、従来の国際的な取扱いをみても、私の調査した限り、ある地域の独立を承認するという、きわゆて抽象的な文言のみを根拠に、具体的な国籍の変動を処理した先例はない。

そういう点で、日本の場合の処理は、十分国際法上の法理に照らして、適正手続を経た国籍変動である、とはとうていいえないと考える。

問　結局、国際法的に見た場合にも、二条a項というのは、十分な国籍条項となるだけの中味というか、具体性に欠けるということか。

（うなずく）

答　そうすると、国際法的に処理する場合は、より妥当な手続というのが要請されると、国際法で不足している場合は国内法的なレベルでカバーしなければならない、ということになるが、現実になされたことはどういうことか。

問　現実には、講和条約が効力を発する直前に、国籍あるいは戸籍上の取扱いに関する指示を出した、民事局長通達というものがあるが、具体的には、その中に、いつの時点で、どういう範囲の人達の国籍が、どのようになるか、ということが述べてある。ただそれがあるのみだ。

答　そういう一片の通達以外には何らないのか。

問　そうだ。それで、そのことに関連して、国際法上の問題を、国内法というレベルで考えていくとすれば、憲法十条に、日本国民たる要件は、別に法律で定めるという趣旨がある。そこで、日本国民の範囲、あるいは日本国の国籍を従来持っていた人で、今度は喪失する人とか、少なくとも国籍に関する事項は、立法府の審理を経た法律によって定めるということが、憲法上の原則だから、国内法でやるということになれば、国籍法の改正案、あるいは特別措置法なり、そういう法律によってなされるのが当然であると思う。

西ドイツが、戦後、かって併合したオーストリアの国民で、西ドイツの領土内に残っている人、ちょうど在日朝鮮人に該当する人達だが、この人達の国籍についてどういう処理をしたかというと、きちっと国籍法に関する特別法を作って、適法手続に基づいて、国籍移動についての国内法を制定している。そういうことから考えても、日本が単に局長通達だけでやったということがきわめて不適法であるということは十分言えると思う。

答　通達一本で手続がされて、憲法上要請されている手続がとられなかったこと、これについて、通達一本でいいんだという側の考え方は、何を根拠にしているのか。

問　憲法十条に基づく立法手続を経なく

ても、憲法九八条にいう国際条約遵守義務を媒介にして、いきなり政府の行政解釈でもって、二条a項を国内法に反映させると、こういう説明を一般にはしているようだ。

問　先ほど証人がおっしゃった点で、国内法の問題をつめていくと、国際法の問題だという形で逃げていく、国際法の問題をつめると、国内法の問題だという形で逃げていくということの、典型的な形だということか。

答　そうだ。私は、適当な言葉がないものだから、かって論文を書いた時に、国際法と国内法の間のキャッチボール現象という表現を使ったことがあるが、国際法で問題が解決されているかという問を追求していくと、しょせん国籍というのは一国の管轄事項だという国内法に逃げこむ。国内法の方から疑問を出していくと国際法のこの条文を根拠に、憲法九八条を媒介にして、国内的に効力を持っているんだというように逃げていくという、文字通りキャッチボール現象だなという印象を持ったわけだ。

問　民事局長通達の内容の問題点を指摘してほしい。

答　変動の日付については日本国との平和条約の効力の発生日を限りに国籍が動くとしている。範囲については、戸籍主義、あるいは純血統主義をとっている。植民地時代の用語を使えば、内地戸籍に登載されている人は従来どおり日本国籍を有すると、それから外地戸籍、これが朝鮮戸籍と台湾戸籍になるわけだけれど、朝鮮ないし台湾戸籍に登載されている人、厳密に言うと登載さるべき事由の生じた人という言い方をしているが、これは婚姻が成立しているけれども、まだ戸籍への転記が終っていない場合を想定しているのであって、要するに朝鮮戸籍に登載されている人、ないしは、登載さるべき人は日本国籍を喪失するとなっている。

それから意思とか何とかについては一切関係ない。居住地も一切関係ない。したがって朝鮮戸籍に登載されている人が日本の本土、旧内地にいても日本国籍はなくなるし、逆に、生来的な日本人であっても朝鮮人男子と婚姻することによって朝鮮戸籍に入籍をした日本内地人女子、妻、この人は生来的日本人であろうとも国籍を喪失する、というふうに戸籍を基準に処理している。

内容については、日韓併合がなかったのであれば朝鮮人であったであろう人はすべて朝鮮人として扱うと、こういう原状回復主義の思想にのっとって条約を画したとされている。そうすると、生来的日本人が朝鮮の戸籍に入った場合は、その日本国籍を奪う。逆に朝鮮人であっても日本の戸籍に入っている人、たとえば日本人の養子になった朝鮮人、これは日本国籍に入る。それから日本人の男子と結婚した朝鮮人の女子、これも日本の国籍に入る、日本人の女子と入夫婚姻をした、現在入夫婚姻はないが、男子、これも内地戸籍に登載されるので、生来的朝鮮人であるにもかかわらず、本人の意思とは無関係に日本国籍を持ち続ける。

考えようによっては、大変汚らわしい日本国籍を押しつけられるというように、あるいは感ずる人がいるかもしれない。原状回復であれば内地戸籍に入った朝鮮人といえども、朝鮮人として元の状態に戻れるはずだから、そうすると、原状回復の思想に基づいて処理したんだという論理と、通達の内容というのは矛盾する部所が出てきているわけだ。

そういう点でも、合理的な範囲の設定とはいえないいくつかの疑問点がある。先ほど紹介した最高裁の判決を引出した事件は、生来的日本人が講和条約の発効の時に、一方的に日本国籍を奪われた、すなわち植民地の戸籍に入っていたというただそれだけのために国籍を奪われた事件だ。しかもそうい

う訴訟を起こした人は多くの場合日本の国内に居住していて、外国人登録を義務づけられるとか、あるいは登録をしていなかったということによって罰せられて、そういう時に、それを争って最高裁判決が出るということだが、（こういうふうにみると）大変大きな疑問が民事局長通達にある。特に戦前の家制度をほうふつさせるものがある。朝鮮人の家に入った内地人は内地戸籍から抜けるという考え方は、戦前の家制度を前提に、家に入る、家から出るという考え方が承認されない限り成立しない考え方だ。講和条約発効日というのは新憲法が施行されて、すでに相当の時間のたった時点だから、戦前の家制度は廃止されたということになっている。その時点で家制度に準拠した家でもって個人をしばるという、つまり国籍移動の基準にするということは、新憲法の精神なり、個人の尊厳という憲法の原理に矛盾する通達だと言えると思う。

問　外国における取扱いとして参考になるようなものをあげていただきたい。まずイギリスについて。

答　第二次世界大戦以前にも、すでにいくつかのイギリス領土が独立していたけれど、大戦後になってさらに多くの国々が次々と独立した。独立した国家とイギリスとの間でどのような国籍上の取扱いをしたのか少し調べたことがある。

イギリスには一九四八年に一番基礎になる国籍法が作られた。その国籍法の中には、英連邦市民といわれるコモンウエルズシチズンという概念が導入され、新しく独立した旧英領の地域の市民、インドが独立すれば新しいインド国民、第二次大戦以前ではカナダ・オーストラリア、そういうような独立した国民が、英本国においてはイギリス国民、連邦英国の国民と同じ扱いを受ける。少し具体的にいうと、入国については自国民の帰国と同じように扱って法令の適用は一般には外国人扱いをしない。日本と朝鮮との関係でいえば、朝鮮人は日本に来る時には出入国管理令の対象からはずす。その時すでにインドなりパキスタンなりはちゃんとした独立国、したがって対外的にはインド国民でありパキスタン国民であるわけだが、英本国との関係ではイギリス国民と同じ扱いを受ける。一九六二年まで十四年間ぐらいそういう特別な二重国籍状態を想定して人の往来とかいろんなことについての特別な関係を保持してきたということがみうけられる。

その後すこしづつ扱い方が変ってきて一九七一年にでさた新しい移民法でほぼ一般の外国人と旧植民地の人と同じような出入国管理の対象とすると、つい最近になってやっとそういうことになった。

そういう植民地の独立に伴うさまざまな関係をできるだけ合理的に解決するために、イギリスがあみ出した一つの知恵ではないかと考えるが、イギリスの場合にはそういう経過を伴いながら、それによって生ずるいろんな現象についての問題の解決を図ってきたようだ。

問　西ドイツの例は。

答　イギリスは大二次大戦を考えても戦勝国の側に属するし、植民地の独立については、武装斗争、ロンドンにおける円卓会議その他、統治国と独立国とのさまざまな政治的交渉を経てなされたという経緯がある。日本の場合は、朝鮮人には根強い独立運動があったけれど、朝鮮の独立をめぐって日本と朝鮮の独立運動者の間に武力斗争、政治斗争、さらに外交的取決めというようなプロセスはなかった。日本の場合には、日本が連合国に降伏した結果として朝鮮の独立がもたらされるという、かなり異例な植民地の独立であって、イギリスとかフランス、アジアの独立とは若干意を異にする。ドイツは大変

日本に近い政治的な情況に置かれていたという点で、特に大事な国際的先例ではないかと思う。

ドイツの場合にはすぐ隣であるオーストリアをナチドイツが併合した。期間は、日本の朝鮮併合というのは三六年、ナチドイツの併合は約七年ぐらいで大変短いわけだけれど、すでに存在した独立国家を一国が併合するということでは同じような状態が生じていたわけだ。ドイツからオーストリアが独立したのも、日本から朝鮮が独立したのも、いずれもドイツないし日本が第二次世界大戦で敗北した結果だという経緯も似ている。それでドイツの場合にはどういう取扱がなされたかを調べた。これは私だけでなく、ここの裁判にも川上太郎先生が非常に貴重な報告を出されているが、そこに紹介されているように、ドイツと日本の違いはドイツは今だに平和条約というものを締結していない。しかし実質的にかってナチドイツが併合した地域、武力支配した地域はすべてドイツの主権から離れ、それぞれ元に復しているのだから、ドイツに残ったオーストリア人の国籍問題というのが、あたかも日本に存在する朝鮮人の国籍問題と同じような状態にある。川上先生がご紹介されたように、ドイツはドイツに残っているオーストリア人について特別法を作り、二つの重要なことを定めている。一つは、オーストリアが独立を宣言した日、オーストリアがドイツの支配を離れたその日の前の日に、オーストリア人のドイツ国籍をすべて消滅させる。せなわち居住地に関係なしに、すべて消滅させる。ナチドイツによって与えられた国籍はすべて清算をするとまず現実的な点をきちっと確認し、もう一方の条文で、ただしドイツ領内に在住するオーストリア人は自己の意思を表明することによってドイツ国籍を消滅した時にさかのぼって回復させると、そういう特別法を制定している。

私はこの取扱い手続が法律を使っているという点にも大変興味をもつけれど、それを支えている発想にも大変興味をもつわけだ。日本の場合には、日本国が講和条約の発効によって主権を回復する日に旧植民地の人達の戸籍がなくなったと解釈をした。ドイツの方は自分が主権を回復する時ではなく、相手の方であるオーストリアが独立した日に、しかもその前の日にドイツの国籍を全部消すということをやっている。

そのことを日本とくらべてみると、一九四八年八月十五日には大韓民国が設立され、それから何年もたった時点で、すなわち日本が主権を回復する日に朝鮮人の国籍がなくなるとされている。日本のような解釈をとっていくと、大韓民国の樹立ないし朝鮮民主主義人民共和国の再建の時には、朝鮮に属する人間は地球上にいないことになる。全部日本国籍が抜けるのは、講和条約発効の日だから、せいぜいもう一つの理屈をたてるとすれば、日本国民の中の一部は朝鮮の新しい国家の国民であるという、きわめて奇妙な法的状態を想定しなければならない。

ドイツの場合は、オーストリアの独立の前にドイツ国籍を消すわけだから、ドイツ国籍が消えたところに新しい国が誕生し、新しい国民が誕生するという、今日の独立の問題を考える上で、大変合理的な取扱をしている。しかもドイツ領内に居住する人については、自己の意思によって、ドイツ国籍を持つか、あるいは回復されたオーストリア国籍を保持するか決定すると、日本側、つまり旧統治国の側が裁きをするということではなくて、新しく独立した側の意向に下駄を預けるという姿勢がみうけられて、私は両国の取扱いの違いをくらべて、およそ天と地の違いだなという感想をもった。

これはドイツがヨーロッパ世界の中で、短い期間に二度も戦争を起こした

民族であるということで、ヨーロッパ全体から厳しい視線の中で国家を再建しなければいけないという環境にあったことが影響あるかもしれないけれど、日本として東アジアでは再三の戦争を起してきた国家だから、特に戦後の新しい国家を考える場合には、そういう地域とどういう関係を結び、どういう問題の解決を図ってきたか、そして新国家が出発するかということを真摯に考えるとすれば、少なくともドイツのような態度というものが、むしろ合理的な、あるいは法律的にみても正当な解釈ではないかと思う。したがって二条a項のような、きわめて自己本位な解釈というものは、歴史の筋道からみてもとうてい受入れがたいものだという感想を、ドイツと比較した時にもった。

答　問

最後に、インドネシアにおける華僑の国籍問題について

俗に華僑といわれ、千九百万いるといわれるこの人達は、大ざっぱに考えれば、帝国主義時代というか、強大な国家がある地域を支配するという時代に、地球上にかなり広くみうけられた人間の強制移住、あるいは半強制的な人間の移動（の結果だ。）そういうものを、その後の世界でどのように取扱っているのか、世界史的な次元でみれば、在日朝鮮人の問題もその一つであると考えられる。

東南アジアはタイを除いて、第二次大戦まではすべて欧米列強の植民地であるわけだから、新しい労働力として、あたかもアフリカ大陸から黒人が運ばれたように、船底に豚の子のように投げ込まれ、それぞれの所で行商人として生計を立てていくという、それが今日の華僑を構成するわけだ。そういう歴史的な背景の中で一九四九年に成立した中華人民共和国がそれぞれの中国系の華僑に対して、どのような方針で臨んだかということも、世界史的に考える場合には一つの参考になるんではないか。これについてはアジア経済研究所の報告に書いたように、一九五五年のインドネシアと中華人民共和国の条約によって、二重国籍を排除するための細かい取決めがなされた。これはインドネシアに居住する中国系の人達が、従前どおりの中国国民として法的地位を保持するのか、それともインドネシアの国籍を取得するのか、中途半端な状態で二重国籍を続けることをお互いに避けようという合意で、年齢によっていくつに達した時にどういう手続で国籍の選択をするかということが取決められていて、原則は、それぞれの人の意思によって国籍を選択すると、これが非常に大事な内容だ。中華人民共和国はごく最近まで東南アジアの華僑居住国との間に外交関係を結ぶということはなかったが、国際連合に加盟して以降、次々と結んで、フィリピンとの間にも、マレーシアとの間にも、タイとの間にもそれぞれ外交関係が樹立されている。ただ、共同声明の中に、国籍の問題については自己の意思による選択という方式で解決をしたいという方針が両国政府によって確認されている、ということまでしか判明していない。インドネシアのものは一九五五年、先ほどの三か国が外交関係を樹立したのはごく最近だ。それぞれの個人の意思にゆだねるという原則は二十年間保持されていたとみうけられる。

問　答

華僑の場合には、中国がインドネシアを植民地化していたという関係ではないが、帝国主義時代に生じた人間の強制ないし半強制移住に伴う事後問題の解決の方法として、個人の意思に国籍の保有をゆだねるという原理が、非常に多くの人達に適用されていることは、大変重要な参考資料になると思う。

諸外国の例を参考に述べていただいたが、これと較べて、日本の政府当局のやり方の問題点を指摘してほしい。

政府側の解釈は、二条a項を論拠に

して憲法九八条を媒介とし、それの合理的取扱いをするのが現在の取扱いであるというようにみうけられる。しかし二条a項を媒介にして国内的な処理をしたという、二条a項に憲法九八条を媒介にしたというふうに考えた場合でも、合理的な解釈というものには、今言ったようなさまざまな歴史的な国際先例というものを十分ふまえて考えるとすれば、当然もっといろんな選択の余地というか、政策のうちたて方についてもっと効率的な、あるいは法理的にみて十分妥当性をもちうるような方式というものがあったはずだ。にもかかわらず、あたかもこういうもの以外には起こりえないかのごとく説いているということが一番大きな問題だと思う。

基本的には、植民地問題の解決は、当事者との間に妥当な解決を図るということが一番大切だという原理、これをまるきりはずして、要するに朝鮮が参加せず、朝鮮との関係を一切無視して自己本位の解決をしたというところが根本の問題点だと思う。その上、法理的な、適法な手続、あるいは妥当な法理に支えられたことが全然なされていない点でも、非常に大きな問題があるし、これは今後も正しい解決のために努力しなければいけない問題としてまではっきりわからない、という答弁を、昭和二十年十二月段階の国会でちゃんとしている。講和条約の問題は、戦後再々議会で議論されているのだが、同じような趣旨の外務政務次官の答弁が、昭和二四年段階でもまだ保たれている。昭和二一年になると、すでに外務省内部に平和条約の研究会というようなものがもたれ、イタリアの平和条約が間もなく結ばれる。日本は敗戦、つまり講和条約をつきつけられる立場に立つのは初めてだから、さまざまな講和条約を調べ、自分たちのほうに連合国側からどういう課題が出されるだろうかという勉強会をやったわけだ。そういうことから考えてみても、外務政務次官の答弁はその時の思いつきではなくて、一定の調査研究に裏付けられた答弁であることがうかがわれる。そういう感想をもったから、条約当時の外務省の条約局長である西村熊雄さんという方を訪れて、その点を確認し、確かに当時外務省の中ではそういう予想をもっていたことは間違いない、外務政務次官の答弁はそういう調査研究に裏付けられた答弁だと解釈される、ということを直接うかがった。

それと、ワグナーというアメリカの国務省のスタッフで、当時、韓国、南朝鮮に作ったアメリカの軍政府のスタ

問　今までの証言で、在日朝鮮人の国籍剥奪に関する政府見解が、いかに違法、不当なものであるかわかった。前回の証言では、日本国政府も昭和二四年頃までは、在日朝鮮人の国籍に関し、選択方式になるであろうと示唆していた、とのべられている。当初日本政府はどのような見解、主張をしておったのか。

答　昭和二十年の十二月、戦争が敗戦に終った直後、衆議院議員選挙法が改正されて、婦人参政権付与というような非常に新しい事態が盛込まれた法改正だが、その中で、戸籍法の適用を受けない人達、これは実際には植民地の人だが、その人達の参政権を停止するという附則が加えられた。その法改正の立法議事録を調べてみると、ある議員が、朝鮮人、台湾人の参政権をはずすということは当然だと思うけれど、この人たちの国籍問題はどうなるのかということを質問している。

それに対して当時の内務大臣は、従来の国際先例を見ている限り、いずれ講和条約でもって日本ないし朝鮮のいずれかの国籍を、本人の意思によって選択することになるであろうと考えているけれども、詳細は講和条約を見る、時間はたっているけれども、残されていると思う。

ッフをしていた若い行政官、この人の書いた本（出されたのは一九五一年だったと思うが）、コーリャンマイノリティーズ・インジャパン、日本における朝鮮少数民族というタイトルがついているが、その本の中に、来たるべき講和条約では朝鮮の国民は日本の市民権をもつか、朝鮮の市民権をもつかがはっきり定められるであろうということを述べているくだりがある。当時日本へは朝鮮半島、ならびに旧満州地区から大量の人が引揚げてくる。この方は、この引揚げ作業に具体的に携わることを通じて在日朝鮮人の問題に大変関心をもち、その本をまとめたと書いている。かなり現場に近いところの、単に研究者じゃなかった人の本の中にそういう記述がある。その三つの点で、日本でも選択ということがずっと考えられていたんだなということを発見して、私はびっくりしたものだ。

問　外務省の開いていた勉強会はどういう名称だったのか。

答　ちょっと正確に覚えていない。鹿島の「日本外交史」の中に「講和条約」が独立した一巻になっていて、その執筆を当時の条約局長の西村熊雄さんがなさっておった。西村さんは、公表して差し支えないぎりぎりのものを書きました、ということをおっしゃってられたけれど、確か平和条約研究幹事会という名前が使ってあったんじゃないかと思う。が正式の名称は記憶していない。

問　証人の書かれた論文によれば平和条約問題研究幹事会。

答　なんかそんなことだった。

問　平和条約問題研究会については公表された資料はないのか。

答　外交関係の論文というのは、大事なところがほとんど機密で行なわれるから、今日本外交文書として出ているのは、まだ大正年間ぐらいが一番新しいので、結局その後の外交問題というのは相手国である外国側で出されたものを読むか当時の行政当局の人が書いたものしか使えないという一般的状況にある。平和条約に関して、私も専門家の何人かに聞いたけれど、鹿島出版で出されている「日本外交史」の中の西村さんの書かれた「サンフランシスコ条約編」これがほとんど唯一のものであろうと言われている。そういうこともあって、西村さんにお目にかかって話をうかがったら、亡くなられた吉田首相が書いた「回想十年」、それからアメリカのほうで、当時の国務担当官で名前はよく覚えていないが、二、三の人が英文で回顧録を、当時のアチソンとか何人かが書いている。西村さんは、吉田首相の書いたものとアメリカ側の国務担当者の書いた回顧録を三種類ぐらい並べて、そのすべてに公表されたものの範囲内で書けるぎりぎりのものを書いたのが、その「講和条約編」であるということをおっしゃっていたので、おそらく、記録に残されたもので、今我々が見れるものとしてはそれぐらいだ。ただ、アメリカは二十年たつと解禁するという法律があるので、一九五一年のフォーリンリレーションズ　オブ　ユナイテッドステイツというのがごく最近公表された。そういうものから逆に日本側についての資料を入手するということが少しづつできるようになってきたが、日本ではおそらく西村さんのものが唯一でそれ以外にはないと思う。

問　平和条約問題研究幹事会で、在日朝鮮人の国籍問題についてどのような方法が検討されていたか、当時の条約局長である西村さんから聞かれたわけか。

答　そうだ。

問　どのような内容か。

答　（西村さんの本は）平和条約に関する研究のおおよその動きというか、いつ頃こういう会になって、いつ頃こういう項目の報告書を作ったという、その大項目だけが並べてあって、それぞれの項目の中の細かいことは公表され

ていないという体裁の本だから、西村さんをお尋ねして、領土の移動と国籍問題なんてのは確か項目もあったと思うが、こういうところでは中味はどうだったんですか、ということを伺ったわけだ。（そうすると）自分も細かいことは覚えていないけれど、あなたが川村政務次官のその答弁をみつけられたということから考えて、間違いなくその頃にはどっちかを選ぶということを検討していたと話して下さった。確かその時うかがったんでは、今はちょっと違うかもしれないが、外務省の高官につい最近まで駐米大使をされていた東郷さんなんかがおられるが、東郷さんなんかが当時まだ駆け出しの外交官で、自分の手許の記録によると東郷君なんぞがこの項目の初歩的なレポートを書いているようだね、ということを西村さんは手許にすごい厚い外交文書のファイルを持たれて、あなたに見せるわけにはいかないんでちょっとあなたが興味のあるところだけを差し支えない範囲で紹介しましょうと、実はこういう光景の中で話を伺ったが、まあ選択というようなことがあったことは間違いないということを言ってらっしゃった。

問　その後、選択方式を採用するんだという見解が公式に否定されたのが明らかになるのはいつのことか。

答　そのプロセスについては私もまだ十分に確信をもったことは申上げられないが、一つ気がついたのは、昭和二四年は朝鮮戦争のはじまる前の年だ。翌昭和二五年の六月二五日に朝鮮戦争が始まる。また昭和二四年というのは、その十月一日に中華人民共和国が成立するという、極東における政治が大きく変わる時期で、まあその前夜までは選択方式が保持されたというように大体みうけられる。（それに続くのは）、朝鮮半島に南、北と相当激しい戦闘がくり返えされて、ある時は中国国境地帯まで追いあげる、一方では釜山の近くまで南下する大変混乱した時期だ。その時期の過程で、結果的にはアメリカの極東政策の中に、日本の復興あるいは日本の単独講和、日本を早く独立国にさせようというアメリカ側の政策判断が定着し、具体的に動き出してくる。

次に私が発見した一つの転機は、昭和二六年のダレス特使と吉田首相との会見で、その会見記録がみつかった。先ほど紹介した西村条約局長の講和条約に関する外交史の中の記述に、昭和二六年四月の吉田、ダレス会談で、アメリカ側は講和条約に韓国を参加させたいと、こういう意向であることが述べられていたけれども、吉田首相は韓国を講和条約に参加させることになると由々しい問題が生ずるのでそのことについては再考を促したと、正確な文書は覚えていないが、要するにアメリカ側は講和条約に参加させたいと、日本のほうはそれに反対であるということを述べたとされている。その理由のところに、韓国を講和条約に参加させると在日朝鮮人が連合国民の地位を有することになり非常に、ちょっと正確な表現は覚えていないが、なんか由々しい問題が起きると、こういう記述があった。そこで私は、先ほど申し上げたように、当時アメリカが韓国を選んでいたにもかかわらず、講和条約の当事者に韓国がなっていないという問題性が頭にあったものだから、この裏に何があるんだろうということを考えるようになった。そこに国籍問題については日本の治安問題として処理するという極めて政治的な判断が介入したんではないかということを、昭和二六年の四月のダレス会談の記録から推測したわけだ。

これについては、その後、東大の大沼助教授がこういう関係のことをいろいろ研究しておって、アメリカに行って当時のGHQの関係者に数多くのインタビュー、ヒアリングをして来てい

るが、その過程で問題の昭和二六年四月の第三次吉田・ダレス会談の記録が、アメリカ側の文書として手に入って、それを日本に持って帰ってきた。それをコピーさしていただいて読んでみるとまさしくそこに、韓国の講和条約参加問題に日本が消極的になる、それは困るという意見をのべる背景に在日朝鮮人問題があるということを明確に吉田首相が述べておる。連合国民の地位を持つと日本側としては非常に困ると、これは日本の法律が適用できなくなるから治外法権を持つことになるから。そして極めて左翼主義的な分子が多いとか、その中に例の下山国鉄総裁の事件の犯人は朝鮮人であるというように我々は考えてると、そういうことさえ吉田首相はダレス氏にのべて、韓国の講和条約参加だけはなんとかくいとめたいということをるる訴えているということが確認できた。もはやここには法律の世界というか、法理に基づいた国籍問題の処理というものはずっと後ろのほうに押しやられて、当面の政治的な取扱いだけで事が運んだなという印象を持つようになった。だから二四年から二六年、朝鮮戦争をはさんだ時期に政府内部でこの国籍問題について具体的にどういうことがあったのかということは、吉田、ダレス会談における吉田発言ぐらいしかはっきりしたことはわからないということだ。

問　政府の方針が、一斉剥奪方式に変ったのが明らかになるのはいつ頃か。

答　平和条約の批准国会で条約審議に付されるから、その批准の審議の中に、私はその後の行政改革の原型のようなものを見つけることができたと思う。条約の調印が昭和二六年九月だから、それから年末にかけて条約の批准国会にはいるのだが、私の調べた限りでは、国籍の変動問題を直接テーマにして議論をした質議は、現在民社党の曽禰益議員のが唯一だったと思う。曽禰議員は国籍の問題というのは、どちらかをちゃんと選ぶというように当然すべきではないかと、従来の国際先例を見てもそういうことではないかという質問をして、吉田首相は当時ずっと外務大臣を兼務し、条約審議でも主役を果すわけだが、初めの段階では、確かにそういうことも考えられるけれど、選択ということになれば、「良いのもいるし、悪いのもいるし、いろいろ微妙な問題がありましてね」というような発言をし、ということは、選択の余地はないんだという答弁は、実は当初はしていない。一応選択ということになると、相手方がカードをめくるわけだから、非常に困った問題があるという趣旨の答弁でお茶を濁してるのが前段だ。後段にきて、西村条約局長と曽禰議員とのやりとりにはいってくると、その問題については日本国籍を保持しておきたいという朝鮮人も多いかもしれませんが、その場合には国籍法にある帰化という手続をとってもらえば、日本国籍を保有できるんであるから特段の措置はする必要がないというように考えますという答弁が返ってきて、吉田外相兼首相の答弁と若干ニュアンスが違う。当時もっと多くのしかるべき議員が、植民地問題の解決ということできちっとした議論をすれば、もうすこしなんか出てきたんじゃないかと思うけれど、ただ曽禰議員一人だけだったから、あまりきちっとした議論はおこなわれなかったようだ。

問　今の御証言によると、一九五一年末、即ち講和条約調印後、国会で初めて政府側見解として、選択方式じゃなくて、剥奪方式によって決めていくんだということが明らかにされたということか。

答　そうだ。

問　一九四九年から一九五一年までの二年間に、そのように政府見解が変わっていった理由としては、証人の御証言によれば、国際情勢等が変ったために在日朝鮮人を治安目的から見なければ

ならなくなって、いわゆる法律論を無視する形で、いわゆる治安目的が先行する形で国籍問題を考えるようになったんだということを推定されるわけか。

答　そうだ。

問　政府側が一九五一年末になって選択方式を否定したということだが、このような議論が行なわれたのは批准審議の場か。

答　はっきり我々の目に見えるようになったのはその時だと思う。実は、国籍変動の根拠にされるサ条約二条a項は、ポツダム宣言、カイロ宣言と同様に朝鮮に対する支配を放棄すると述べられているだけだ。従って、ポツダム宣言を受諾した昭和二十年以降、一定の期間国籍を選択するということが想定されながら、最後に国籍の変動をさせないようにした条約の解釈というものの背後には、国際法的な文書の上ではなんの変動もない、ただ日本側の都合によってそれが変ったという状況があるわけだ。以上のことから考えても確かだと思う。

問　条約の批准審議のどの程度まで進んだ段階でそのような政府見解が明らかにされたのか。

答　曽禰益という議員は当時は参議院に籍を置いていた。どちらかというと条約審議は衆議院が優先的に行うから、かなり終りに近い時期だったと思う。

問　その段階ではすでに衆議院を通過していたということか。

答　そうだ。

問　国籍の一斉剥奪ということになると、それまで生活していた実態にそぐわない結果を招来すると思うが、この件については政府側は単に帰化をすればよいと説明しただけなのか。

答　曽禰議員の発想は、曽禰議員そのものが外交官出身であるということが、やはりそういう問題を指摘しえた原因の一つだろうと思う。

けれども一方で曽禰議員は、選択をさせるべきではないかという設問しながら、そのことによって日本国籍を選んだ人は日本に置くけれども、日本国籍を選ばない人は、確か究極的にはという少し婉曲な形容詞というか副詞をつけていたと思うが、自国に帰ってもらうと、そういう形で在日朝鮮人問題にけりをつけておかないと、あとに禍根を残すではないかという姿勢で取り上げていることがもう一つ重要なことだと思う。

問　帰化の問題だが、その後、先ほど御証言された法務省民事局通達が出る。

答　はい。

問　帰化の条件について、この通達の中ではどのように説明、指示されていたか。

答　帰化については国籍法にその具体的な要件が定められているが、その要件の中には「日本国民であった者」というような表現がある。そういう人には帰化条件を緩和する。それから「日本国民の子」というものもある。これも通常の一般外国人より帰化の要件が緩和されているわけだが、日本国民という国籍法上の用語の中には、かって日本国籍を保有していた、旧植民地の人達、即ち、朝鮮人なり台湾人は含まないという具体的な指示が、御指摘の民事局長通達にはいっている。

問　というとそのような通達が出されたのは、日本に残りたい人は帰化をすればよろしいという政府見解が出たあとか。

答　そうだ。

問　そうすると、当初政府見解では、在日朝鮮人は国籍を剥奪するけれども日本に残りたい人は帰化すればよろしいというふうに説明しておきながら、その後民事局長通達で、かって日本人であった在日朝鮮人については、帰化の要件が緩和されている「日本国籍を失った者」にあたらないとしたことになるのか。

答　そういうことだ。国籍選択論に対する対策として帰化の道があるではない

かというときには、当然言外に、かって日本国籍を持った者だから、帰化の上ではいろいろ便宜もはかれるだろうというニュアンスが読みとれたと思う。そして具体的に国籍が剥奪をされるときの通達の中では「日本国民であった者」とか「日本国籍を失った者」とかいう中には、朝鮮人は含めませんよということにして、帰化するときには全く一般の外国人、かって日本国となんの関係もなかった一般の外国人が日本国籍の取得を希望するのと同じ物指しをあてて判断をするというように変ったというが、こんなことが次々と出てきたと言えると思う。

問　まとめにはいるので前回の証言も含めて、多少補充さしていただきたい。国籍関係に関する文献について、お尋ねしたとき、この種の研究が非常に少ないということであげられたのが、平賀健太氏の「国籍法」それから江川、山田共著の「国籍法」の二冊だけだとおっしゃられた。

答　はい。

問　その後、こういう事件を通じて、こういう問題についての研究は証人以外でも出始めているのではないか。

答　崔昌華氏の出した「国籍と人権」という本がある、私もあるところにごく短いものだったが書評を書いたので、少し丹念に拝見をしたことがある。

問　「国籍と人権」という本は、本事件の特別弁護人の崔氏の本で酒井書店出版の本だと。

答　はい。

問　位置づけというか、意味づけを簡単におっしゃってほしい。

答　これは私がいろんなことを調べたり関心を持つようになってくる過程で読んだ本では、もっとも本件の問題を考える上に重要な示唆となる内容を持っている本だ。従来の国籍法に関する法律学全集その他の文献は、本件のような主題を直接意識して書かれていない。その点では、「国籍と人権」という本は文字どおり植民地の分離独立、国籍と居住との関係、国籍の本質が何であるか、というような問題に、具体的な国際先例とか判例等を駆使しながら光をあてていくという最初の重要な労作だと思う。

問　在日韓国人から書かれたという意味でも唯一の本か。

答　そうだ。そういう点では当事者の一つの生活者、生身の人間としての存在が活字の行間ににじみ出ているというような読み方ができると思う。

問　証言の中で出てきた東大の助教授、大沼さんという方は、何かこの種の研究を今始めて作業をされているのか。

答　私事になるが、以前から私は大沼氏とは個人的な友人でもあった。この宋斗会氏の裁判についても、かなり早い時期に、大沼氏は専攻が国際法で、今日ここでお話したような問題の多くが国際法の分野にまたがる問題だから、ぜひあなたの分野でこのことを考えてほしいというようなことを数年前に話したことがある。それ以来彼は、自分の専攻分野である国際法の中で、このことについてかなり広範な調査を始め、私もその中間報告をお互いに話し合うという形でささやかな研究会を東京で持ってきた。最近大沼氏は東大の高野雄一教授が定年で退官されたので、その記念論文集の中に「出入国管理法制の成立過程」という論文を、かなり長いものだけれど発表した。先ほど、ダレス、吉田会談のアメリカ側の記録文書を、私が大沼氏からコピーさせてもらったと申し上げたが、実はその大沼氏がアメリカに当時のGHQの担当者を尋ねていろいろ調査のヒアリングに出かける、その出かけた成果の一部が「出入国管理法制の成立過程」の中に使われている。

問　東大出版会、一九七八年三月、「国際法学の再構築下巻」これが高野教授の退官記念論文集か。

答　そうだ。

問　それに大沼助教授のこの問題に関する論文が載ってるということか。

答　そうだ。大沼助教授はその論文の中の注のところに予告の形で載っているが、法学協会雑誌に今年中に、国籍変動のアングルから考えた国際法的な検討を加えた論文を発表するということを書いている。この間、彼と私たちとがいろいろ話したり、研究会で報告しあったりしたことが、少しづつ彼の物差しなり、彼の分析に基づく独自の研究成果となっておそらくここ一、二年のうちに、かなり体系的に発表されていくだろうと思う。

問　結局、大沼助教授のこういう研究というものは田中さんに事を発して、田中さんはこの宋斗会氏に問題が発してるところいうことか。

答　簡単に言うとそう言えるかもしれない。

問　結論からいうと、一九五二年のサンフランシスコ平和条約での国籍喪失という日本政府の通達による解釈、これには法理的な根拠はないという結論をお持ちであるという理解でよろしいか。

答　そうだ。

問　その意味は、国際法的な観点、国内法的な観点いずれからみても合理的な根拠は見い出しえなかったというふうに理解してよろしいか。

答　はい。

問　いくつかの国際先例に照らしても日本の扱いは特異である、ほかに例はなかったという事実の結果だということで理解してよろしいか。

答　はい。私の調べた限りではこういう具体的な例というのは全く他に見ることができなかった。

問　国は、国際先例に照らして通達の如く解釈するのが妥当だという言い方をしているが、そうした国際先例に照らした場合にはむしろ逆の結論だということか。

答　そうだ。具体的な参考にした国際先例を示していただければと思うが、私は全く逆の結論が出るんではないかと思う。

問　戦後の実際の政策的な流れの中で、どうしてこうなったか調べた点、これは主として季刊「三千里」に載せられた部分か。

答　そうだ。

問　これは法律的なというより、事実の流れをお調べになった結果をお書きになったものか。

答　はい。

問　終戦直後は、占領連合国側も、日本政府の条約局長等の官僚の考え方も、本人の意思選択に任せるという考え方で処理しようという動きを示していたということだが、

答　はい。

問　それが朝鮮戦争の前後に、その政策が変ってしまった。

答　はい。

問　下山事件その他の事件が朝鮮人のために行なわれたということで、これを日本から追放したいという吉田首相の考え方がダレスに示されたと、そこから動きが変ってくると、こういう御趣旨か。

答　そうだ。国籍がないということにすれば国家主権の名において追放権を留保できる、それが当時の政府が求めていたことだと思う。

問　そうすると朝鮮戦争という一つの時代的な背景の中で、日本の強い意向が連合国側に示され、そこに最終的な政策決定がなされていったと、こういう事実が一つ証明されているということか。

答　その点は最後に紹介した大沼助教授の論文の中にも、国籍変動については GHQ当局は最後まで直接の判断を避けて日本に委ね、最終的には日本が当事国との間に解決するのが筋であるということで一貫して、国籍移動については連合国側が一つの具体的な政策を打ち出すということは全くなかったということが当時の関係者からの証言と

して紹介されている。

問　そうすると、最終的な、在日朝鮮人を平和条約によって国籍喪失させるとこういう考え方は連合国側の考え方ではないということか。

答　そのことの具体的な証拠として強いて申し上げるとすれば、現在の出入国管理令というのはポツダム政令によって制定されたものがその後特別措置によって法律としての効力を持っているのだけれど、これが公布されたのは講和条約の調印された直後だ。実際の施行は昭和二六年十一月一日だったと思う。実はこの法律の、ポツダム政令の施行の段階でGHQ当局と日本との間にこの法律の適用範囲について非常に激しいやりとりがあったということが記録されている。その中味は、日本側はこの出入国管理令を在日朝鮮人、台湾人に全面適用したいと非常に強く主張したんだけれど、GHQ当局は、国籍の問題が現在まだ解決されていない、出入国管理令というのは一般外国人を対象とした法律であるので、それを朝鮮人、台湾人に適用することは絶対まかりならないということで、非常に強い日本政府の意向にもかかわらず最終的に出入国管理令は講和条約発効までは在日朝鮮人、台湾人に適用しないという形で、実際には公布された。ここにも、GHQの国籍の問題に介入しないという考え方と日本側の外国人として扱って管理をやりやすくしたいという政策との衝突が一つのぞいていると思う。

問　連合国側は、あくまで国籍問題は日本と朝鮮との関係で決めるべきことで、GHQ側としては一切意見を出さないということだったという理解か。

答　そうだ。

問　それが平和条約締結当事者の一方である連合国側の意見だったということか。

答　はい。

問　にもかかわらずしたということは日本側の一方的な意思ということで理解してよろしいか。

答　はい。GHQ当局の人にいろいろ聞いたけれど、まさかあの二条a項が国籍変動の根拠条文になるということは夢想だにしなかったということを当時の起草に携わった関係者が異口同音に言っていた、というように大沼氏は言っている。これは早晩彼が論文として発表した段階で、細かい裏付が、いずれは我々の目に触れることになると思う。

問　国の考え方は結局、サンフランシスコ平和条約を締結したと、従って我々は拘束されると、従って在日朝鮮人の国籍喪失というのは条約によっていわば従わざるをえない問題なんだということだが、これは史実に反するという理解でよろしいか。

答　そうだ。非常に恣意的な説明だと思う。

問　原点に戻るが、田中さんがこの問題を扱われたのは宋さんとの出会いで、かっては帝国臣民として疑いもなく自分を位置づけてきたと、それが自分に断りなくいつの間にかおまえは外国人だと言われたという、この問題だ。これについて、今までの一連の事実調査あるいは法律的な理論の検討の中で田中さん自身どのような結論をおもちか。

答　朝鮮人が新しく日本から分離独立した朝鮮の国民であるかどうかという問題と、日本がかって帝国臣民として位置づけた人達との関係をどういう形できちっと整理し清算するかという問題とは、私は次元の違う問題だと理解している。その点で、外国人として日本における外国人に適用される、例えば外国人登録法とか、出入国管理法とか、その他様々な外国人を排除するような法制を持っている日本の法体系の中で、そういう人達を本人の意思とかあるいは適正な手続を経ずして一方的にある日外国人宣言をすることによって、その外国人排除の法制の中に落とし

めるということは、日本の戦後の出発点であるポツダム宣言の受諾の趣旨からいって大変歴史の流れに逆らうものだと思う。

ポツダム宣言そのものには朝鮮の問題は言及していないけれど、ポツダム宣言が引用したカイロ宣言には、朝鮮人民の隷属状態に留意し、やがて自由かつ独立たらしむるということが連合国の趣旨として日本側に迫られたわけだから、それを日本が受入れたということになれば、当然朝鮮との新しいあり方、あるいは朝鮮人と日本との新しい関係の創設に向って日本は努力すべき国際的な責務を負ったと考えなければいけないわけで、そういう観点から見た場合に、一番自己が処理しやすい外国人というステイタスに相手方を一方的に陥れることによって問題の本質をはぐらかすということは、日本が受諾したポツダム宣言の趣旨にそった戦後の取扱いではない。このへんが一番、この問題についての本質的なものであろうと思う。

問　本件は外国人登録法違反、即ち被告宋斗会は日本国籍保有者ではないという国の主張を前提としているが、端的に日本国籍はないと言えるかということについて一言。

答　日本国家が宋斗会氏に対して日本国籍がないということを宣言するに足る、しかるべき手順を踏んでいるとはとうてい思えないというのが現在の結論だ。

問　韓国が日本に併合された後、韓国が海外に臨時政府を樹立して日本国家に向って闘かったという事実を御存知か。

答　上海にできた臨時政府のことなら知っている。

問　国家の政策、特に国籍に関する政策について質問をしたわけだが、こういう政策はコンピューターに入れて出てくるような形で決定するんじゃなくて、生の人間が考えをもって一つづつ決定していくのだろうと思う。そう考えると、一九四五年、日本が敗戦した後参政権停止とか外国人登録令とか出入国管理令を作ったときの日本人の意識を、今の時点でどう見られるか。

答　当時の意識ということか。

問　当時の人達の意識だ。

答　日本側として一番御しやすい状態に置いておこうということを考えた人ではないかと思う。即ち外国人登録令を作ってそれに当分の間外国人と看做すという扱いをすることによって登録を作らせ、それによって管理を細かくしていくと、そういう点で一番管理しやすい状態に置いておくべき存在であるという認識に戦後は変ってきたと思う。

問　在日朝鮮人は戦前にも戸口という組織をもって管理してきた、戦後も管理しようとする、そういう日本人の奥底に持っている偏見というか、差別というか、そういうことがその法律の上で表現されたんじゃないかという見方もあるがいかがか。

答　戦争中植民地時代を考えてみても、天皇の詔勅で一視同仁であると、天皇の赤子として日本人も朝鮮人も全く同じ臣民であるということを一方で言いながら、一方では内地戸籍に登載された内地人と朝鮮戸籍に登載された朝鮮人とは全く違った扱い方をすると、これは確かに一つの国の中だから外国人という概念での区分はしなかったが、やはり内地と外地という使い分けをしてそれによって様々な取扱いを異にすると、そこに一つの差別の仕組を作るという形で内部に内包していたものが、戦後はその部分はそっくり今度は外国人というカテゴリーで管理することによって再び同じ区分の原理を差別に使うという、そういう点では一貫したものがあると思う。

問　田中先生が一九七七年秋に書かれた「在日朝鮮人の差別の構造」の「国籍から市民権へ」という表題の章に、異民族市民を持つ社会、国籍ドグマから解放された社会を目指すべきではなかろうかという言葉があるが、どう理解

したらよろしいか。

答　国籍というものを、特に日本のような社会では非常に重要な金科玉条のように考える面と、もう一つは国籍を非常に血統でもって考えていくと、これは国籍法が血統主義であるということだけではなくて日本は単一民族、単一言語、単一国家であるというようなことをほぼ無言の前提のように使う（面がある。）そのことを素直に考えると、当時の社会的、経済的要求からは他民族を支配したいという欲求があったけれど、いかんせん我々は単一民族なので他民族を統治するということはなじまない、そういうことなので（結局）我々は植民地支配をしなかったのだという説明ができるのであれば、私は今日でも単一民族国家論を振りまわすことによって民族を異にする人たちを厳しく締め出す、そういう社会を作ることも理論的には成立するかと思う。しかし、残念ながら我々の築いた歴史は、現実に他民族を支配し、統治してきたわけだから、今日に及んで再び単一民族国家論を振り回すということはあまりにも歴史を無視したやり方だ。他民族支配をした以上、それ以降、国家社会の形成の中にその他民族を社会の一員として正当に位置づける社会、具体的には、六五万といわれる在日朝鮮人を正当な日本社会の一員として遇していくと、そういう社会を築いていくことが、かっての植民地政策をなした国家の事後責任というか、あるいは事後における歴史的な責務ではないかというように考えている。国籍ドグマという言葉づかいをしたのは、単一民族国家で生き続けるということが無言の前提として受け入れられるような、何かそういう観念、そういう志向、そういうものからわれわれが解き放されて、執事を異にする、民族を異にする人たちと共に同じ社会を築いていくということを目指す、そういう社会を私は市民権という言葉で表現して、国籍というと非常に国家観のようなものを前面に押し出した印象をもつので、若干言葉のあやにすぎないかもしれないけれど、その言葉の中で、そういう歴史的な経緯を踏まえて今後の社会形成を考えていくべき時期にきているし、ひいては世界に広くいろんな国がそういう課題に正にとり組みつつある、それを日本だけが免れることはできないというように考えようとしたのだ。

問　一九四五年から四七年または五二年のサンフランシスコ条約の発効のその時代において在日朝鮮人が人としてじゃなくて、物として管理されるような状況におかれたという国家政策に対して、やっぱり日本人総体にそれを是とする、よしとする意識が中にはあったんじゃないかと見られるが、その点はいかがか。

答　やはり私たちの意識の中にはよそものを排除するという、ある意味では非常に素朴というか、法以前の段階に巣くっているものがあって、これが非常に根強い。したがって異なったことは排除する、さもなければ、同じ地域社会にいて（ある人達が）不自由を感じても、元々違う人達であるからということで当然視する、そう意識構造は非常に根深い。もしこの国がそんなに住みにくければあなたの国へ帰ればいいでしょうと、よその国にいる以上、多少の不便があっても忍ぶべきではないかという深層心理のようなものが私たちの中に巣くっている。それが体係的に表現されるものが、さまざまな外国人を排除する構成、出入国管理令と外国人登録令というのは直接それを意識した法律だけれど、それ以外にもさまざまなところで作られた国民概念がしばしば適用される。具体的にいうと、国民年金法というのは、私の言いたい言葉を使っていうとすれば、外国人を加入させない年金法というのが真実の意味で、特に名称のもつ真実の意味というのは、そういう機能を果している

と思う。

問　きょうは百人近い傍聴人や裁判官で、日本人、朝鮮人、その他の外国人も含まれている。一九七八年の今、日本の人々の在日朝鮮人に対する意識の変化、法の解釈の変化というのは、意識の変化も来ないという関係と理解しているが、その点いかがか。

答　法律というものは外から与えられたものではなくて、私たちの胸の中にあるものが、いろんな手順を経て外在化したものだろうと思う。その根源は我々の胸のうちに巣くっているのではないかということを折りにふれて感ずる。同感だ。

問　一九二三年の関東大震災のとき、朝鮮人ということで数千人が殺されたが、五十数年すぎたら、もう一度大震災が起こるであろうという声がある。

答　在日朝鮮人六五万が心配しているのは、またあの関東大震災で朝鮮人という名で殺されたようなことが起こりはしないかということだ。このことについて証人はいかにお思いか。

私もいろんな関係で、個人的に話をする在日朝鮮人の人がかなりいる。その人たちから、お母ねのようなことを直接いわれたことが何回かある。特に最近では、ちょくちょく地震があるという報道があるだけに、名古屋で会ったある青年は、自分は信じたくないけれど、自分の親は、今度地震が起きても結局同じ目に遭うんじないかと本当に恐れているんですよと私に言った。そういう意味で、何か不測の事態が生じたときに、スケープゴートというか、生けにえを作り出すということによって、自己の正当性を作っていくというような構造、様式というのは、こういう一色にぬりつぶされた社会では常に温存される、そう社会状況というものはやはりあると私は思う。

問　（最後に）

田中先生は昭和二桁の出生だが、先生は宋斗会さんとの出会いによって、いろいろな考え方なり、調査を通していろんなものを体得されたと思う。今後も私は在日朝鮮人の一人として、先生がたゆまない研究をされることをお願したい。

〈付記〉

田中宏氏の口述は、どんなに長い文脈でも大変スマートである。おどろくほどだ。にもかかわらず、収録するにあたって、「ます」を「である」などさせていただいた。趣旨はそこねていないつもりだが、あやまりがあればおわびせねばならない。又、証言中、田中氏の経歴と、書証の部分はカットさせていただいた。速記録の副本は当会連絡所にあります。（責任山田）

〈本や資料の案内〉いづれも当会に残部あります。

・宋斗会外国人登録違反刑事訴訟における「川上鑑定書」
・宋斗会　「詞・詩・思」
・「ふたりは無実」（丸正事件・再審にむけて）
　仙台李さんの会
・「開かずの門へ」（丸正事件は終っていない）
　丸正事件再審をかちとる東京・神奈川の会
・「パパをかえして！」（風媒社）
　朴ミリ・フォン・ユミ・キョンギ
・「入管と縁を切りたい！」No.1、2、3、4、
　金鐘甲さんの裁判をすすめる会

裁判資料

原告第七準備書面

（一九七八年四月二十一日提出）

一、被告第二準備書面第一項について

国籍という用語はある実態を示す用語であり、ただ単なる抽象的用語ではない。国籍という用語を用いるからには、その内容、実態こそが存在しなければならない。その実態こそ生活の実態、具体的人間の生活においてはぐくまれた人間と人間と土地との絆であろう。この絆こそまさに国籍と言える。国家はこのような絆があるとき、それを単に認めるだけであり、許可したり、不許可にしたりするような性質のものではない。

原告は韓日併合条約によって強制された日本国籍が固有の日本領土に強制的に移住させられ、強制労働に従事させられることによって、又、現在までの固有の日本領土に居住せざるをえない状況で居住しつづけることにおいて、強制された日本国籍の実質的内容実態を形成させるようになった。それ故、在日韓国人、朝鮮人は選挙権、被選挙権、即ち参政権が認められた。一九三一年から一九四二年までに衆議員議員二名、市会議員三十名、区会議員二名、町会議員二二名、村会議員一二名、その他十三名が当選している。（甲第二一号証、福音と世界、一九七七年九号、少数民族の人権保障）原告はこのように参政権、居住権を享有しており、即ち日本籍を保有している。

被告には「いうなれば、某大学生としての生活の実体が某大学の学生の具体的内容つまり中味であるから、入学許可を受けてもいなくても、大学の構内をうろつき、講義室にもぐり込んで、その大学の学生らしく振るまう者について、某大学生としての地位を確認せよと主張するのに等しく、全く理由のない見解というべきである。」とのべておるが本当にあきれてものがいえない。原告の保有している日本国籍を一方的に強制剥奪しておきながら、入学許可を受けていない云々とか、帰化という方法を予定していると云々とのべているのは、被告のとった違法行為を正当化しようとした詭弁であるといわざるをえない。

二、実効的国籍又は直正結合理論について

これは第二次大戦後、国際司法裁判所があつかった唯一の国籍に関するノッテボーム事件の判決文において採用されたものである。

フリドリッヒ、ノッテボームは一八八一年ドイツのハンブルグで生れ、出生によってドイツ国籍を保持していた。

一九〇五年、二五歳の時ガテマラに渡りそこに住んだ。

一九三九年、数度ハンブルグを訪れた。

一九三九年八月三一日、ドイツのポーランド侵入により第二次大戦。

一九三九年十月のはじめ、リヒテンシュタインのファドーツにいた。

一九三九年十月九日、リヒテンシュタインに帰化の申請、国会により承認、十三日、国王決裁。

一九三九年十二月一日、チュリッヒのガテマラ総領事により査証が与えられ、

一九四〇年はじめに、ガテマラに帰り、そこで以前の営業を行った。

一九四一年、ガテマラとドイツは開戦。

一九四三年、ガテマラ官憲により逮捕されガテマラ内の米国軍に引渡され、アメリカに移送され、以后、二年三ケ月にわたって同国内に抑留された。

一九四六年、ガテマラに再入国を試みたが拒否され、リヒテンシュタインのファドーツに永続的な住所を定めた。

一九四九年七月十三日、ガテマラの強制収容措置により、ノッテボームの全財産は没収された。

一九五一年十二月十七日、ノッテボームの申請により国際司法裁判所に提訴。リヒテンシュタイン政府はノッテボームの逮捕、拘留、国外追放、補償なしの財産没収、留保していることに対し、ガテマラ政府が総額壱千万スイスフランの補償金を支払うことを裁判所が決定することを要求した。ガテマラ政府はノッテボーム事件に関して事前に外交交渉が行なわ

れていなかったこと、リヒテンシュタインの法律により正当に国籍を取得せず、詐欺的に取得したこと、ノッテボームと彼の財産に対しての処置は、中立国人としてではなく、敵国人（ドイツ国民）として取扱った結果であり、何等、国際法に違反する行為でないと主張した。

一九五五年四月六日、国際司法裁判所は十一対三をもって、リヒテンシュタインはガテマラに対してノッテボームの外交保護権を主張する権限がなく、その請求は認容できないと判決した。次は判決の要点である。

外交保護権の基礎にあるのが国籍である。それ故、国際法において認められるためには、即ち、他国によって尊重され認められるためには、許与した国家とその個人の実効的結びつきと、国籍の法的絆とを一致せしめるという一般的目的に合致した場合だけである、この時、許与した国家が他国に対して同市民の保護をする権利があり、その他国も認める。ノッテボームはガテマラに住所はもっていたが国籍を取得せず、リヒテンシュタインの国籍を取得、ドイツ国籍を失った。ノッテボームの帰化がリヒテンシュタインの法律に従えば有効であるが、その帰化は一つの条件、実効のある結びつきに欠けていた。国籍は結びつきという社会的事実に基礎づけられている法的絆である。社会的結びつきは生存、利害、感情等の事実上の連帯関係であり、これに権利義務の対応関係が結びついている。国籍は、直接法により、又は当局の行為により授けられた個人は、事実上すべての他の国家の住民よりも国籍を与えた国家の住民に、いっそう密接に結びあわされている事実の法的表現である。

ノッテボームが帰化を求めたのは交戦国の臣民の代りに、中立国の臣民の資格を得ることであり、唯一の目的はリヒテンシュタインの保護の下に入ることだけである。

ガテマラはこのような状況で与えられた国籍を承認する義務はなく、ノッテボームに及ぼす保護権の権利もリヒテンシュタインにはなく、よってリヒテンシュタイン政府によって提出された請求は認容できない、と判決したのである。

ノッテボーム事件は国際的に反響をまき起したのである。ただ、この判決の重要な一つの点は、実効的国籍、又は真正結合理論であろう。これは今まで、又は今も、根強く残っている形式主義的概念、又は法律的な概念から離れて、社会学的又は現実主義的概念と呼びえたものを用いているといえる。

この考え方は国籍についての問題が提起された時、その具体的な問題を解決するために用いられたものである。このことは、国籍が形式主義的な空洞化したものでなく、どこまでも現実的な結びつきが、その国籍国とならなければならないということである。

現実的、社会的結びつきというものは出生、教育、家族関係、生活上の営業関係、本人の愛着心などが考慮されるべきであろう。

判決は帰化によって国籍が許与されるときに、この結合関係がなかったと考えている。ある人々は結合、つながりというのを血統又は本人の意思と国家の意思というように、稀薄なものに求めているが、それは形式主義的考え方の最後のよりどころであって、ここでいわれる真正結合理論又は実効的国籍理論はより客観的な社会的事実にその本質的結合を見出しているところに、その特徴があるといえる。（甲第一号証、国籍と人権、一八九頁～一九六頁、崔昌華）

三、国籍の集団的強制剥奪

被告日本国は在日韓国人朝鮮人の日本国籍を集団的に強制剥奪した経緯を述べよう。

1　参政権の剥奪

一九四五年十二月十七日、法律四〇号衆議員選挙法の附則において「戸籍法の適用をうけないものの選挙権および被選挙権は当分の間停止する」定められた。このことによって参政権が実質上強制剥奪された。第八九回帝国議会にて堀切内相の提案理由

の説明で、「臨時特別の措置として、二、三特殊の問題を同法律案の附則で以て規定しておるのであります。その一は戸籍法の適用をうけない者、即ち朝鮮人及び所謂台湾人の選挙権及び被選挙権を当分の間、停止することと致したのであります。「ポツダム宣言」の受諾に依りまして、朝鮮及び台湾は早晩、帝国の領土より離脱することになり、其の結果、朝鮮人及び台湾人は原則として帝国の国籍を喪失することに相成るものと存ぜられますので、是等の者は依然帝国臣民として選挙に参与せしめますことは、適当と認められないように存ぜられるのであります。尤も、講和条約の締結までは、なお帝国の国籍を保有して居る者と考えられますので、今日直ちに選挙権及び被選挙権の享有を禁止することは適当と認めがたく、選挙権及び被選挙権を有するが、その国籍が国際法上確定するまで、当分の内之を停止する取扱いと致した次第であります。」とのべている。

一九四八年四月十七日地方自治法の附則、一九五〇年四月十五日公職選挙法の附則にも「戸籍法の適用…」と同様な規定がなされている。

2　居住権の剥奪（外国人とみなす。）

一九四六年四月二日、G、H、Q（SCAPIN八五二）「非日本人の日本入国と登録に関する覚書」が発せられた。

「占領軍部隊に属さない外国人が随時日本へ入国する許可を与えられることがある。これらの者は半永久的に日本に居住するであろう。現在外国には日本領事が駐在せず、従って旅行査証を受けることが出来ない為に、合法的な入国居住手続の設定が必要となる。

二、次に述べる手続きにおいて、日本帝国政府が日本側としての処置を実施する為の手段を講ずることを希望される。

㈠最高司令部は入国を許可された者に対して、その許可を通告し、旅券査証の必要は廃棄されるが、彼等が日本に到着した時は登録の為、日本の内務省に出頭すべきことを通知するであろう。

㈡日本帝国政府は前記に記された所によって、入国を許可せられた者の氏名を通報せられるべきことを通知するであろう。

㈢日本帝国政府は前記に記された所によって、入国を許可せられた者の氏名を通報せられる。

㈣これらの者が内務省に出頭したならば、日本帝国政府はこれを登録し、身分証明書その他日本国内居住を合理化するに必要な書類を交付することを要する。」

この覚書は明らかに今後入国を許可された人々に対する登録についてであった。この覚書を根拠にして、一九四七年五月二日、ポツダム勅令第二七〇号「外国人登録令」を公布即日施行した。

第十一条、台湾人のうち内務大臣の定めるもの及び朝鮮人はこの勅令の適用については当分の間これを外国人とみなす。

第十三条、第十四条、第十五条には退去強制が規定されている。

総司令部の本来の意図とは全く違う在留日本国籍者である朝鮮人、台湾人を外国人とみなしたのである。外国人とみなすことにより、国際法的に外国人としての法的地位に安定させ、このことによって、在日韓国人、朝鮮人の居住権を剥奪したのである。法務省入国管理局参事官だった池上努氏は著書「法的地位二〇〇の質問」六九頁で「外国人は自国以外の他国に住む「権利」はないのである。だからどんな理由をつけても（国際法上はその理由すらいらないとされている）追い出すことはできる。」と書いている。

ここに「外国人とみなす」という意図がある。

3　国籍の強制剥奪

「平和条約の発効にともなう国籍および戸籍事務の取扱に関する昭和二十七年四月十九日付民事甲第四三八号民事局長通達」の朝鮮および台湾に関する部分を見ると次のようである。

朝鮮および台湾関係

1　朝鮮および台湾は条約の発効の日から日本国の領土から分離することとなるの

で、これに伴い朝鮮人及び台湾人は内地に在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する。

2　もと朝鮮人又は台湾人であった者でも条約の発効前に内地人との婚姻、養子縁組等の身分行為により内地の戸籍に入籍すべき事由の生じたものは、内地人であって条約発効後も何らの手続を要することなく、引続き日本の国籍を保有する。

3　もと内地人であった者でも、条約の発効前に朝鮮人又は台湾人との婚姻、養子縁組等の身分行為により内地の戸籍から除籍せられるべき事由の生じたものは、朝鮮人又は台湾人であって、条約発効とともに日本の国籍を喪失する。

在日韓国人、朝鮮人、在日台湾人の意思にかかわりなく一片の通達で日本の国籍を喪失せしめたが、実質は剥奪である。

平和条約発効の時、実態としてはすでに参政権が剥奪され、退去のない居住権も剥奪され、名だけの日本の国籍を保有していたが、それも局長通達で剥奪された。これが帝国主義日本から民主主義の日本にかわったはずの日本政府当局がとった処置である。

証拠申請

㉓第六項第一次日韓会談とその中絶43～48頁　日本外交史28　鹿島平和研究所編

㉔出入国管理法制の成立過程　大沼保昭著　国際法学の再構築下、　東京大学出版会

㉕田中宏証言　京都地方裁判所第一刑事部、外国人登録法違反　宋斗会氏　事件番号一九七四年わ第六号、一九七八年三月六日、同年五月十七日

原告第八準備書面

（一九七八年七月十七日提出）

一、平和条約は日本国と連合国間の条約である。条約が効力を有するのは条約に同意署名した国々であり、署名しなかった第三国を拘束するものではない。契約は合意した当事者にのみその効力を及ぼす。「合意は第三者を害せず利せず」　というのが、ローマ法以来の法原則である。平和条約には大韓民国も朝鮮人民共和国も署名しておらない。従って平和条約にもとづいて、在日韓国人の国籍は変動されるものでない。条約に具体的明白な規定がないのに個人の重大な資格、権利、自由を合理的解釈という美名の下で剥奪しうるというようなことは本来ありえない。

二、平和条約第二条は領土条項である。a項においては「朝鮮の独立を承認して」という条文が領土条項に附加されているのみである。それ故に、第二条は領土条項であって具体的国籍条項と解することはできない。

三、平和条約の第二条のa項が領土条項である故、領土の変更に伴う国籍の変動が生ずる場合、それは領土変更のあった地域住民の国籍が変動するということが国際法規範である。このことについて、原告第四準備書面において述べてやり、他方、被告第三準備書面においても述べている。即ち、「当該領域に対する領土主権のみならず、当該領域の住民に対人主権も移譲され、これらの住民が領土の譲渡によって、当然にも譲渡国の国籍を失って譲受国の国籍を取得するものであることは確立した国際慣習法であって」と認めており、「当該領域の住民」又は「これらの住民」とのべておるように、変動のあった領域の住民の国籍が変更する。

これを第二条a項においてみると、変更のあった朝鮮地域の住民の国籍が日本から朝鮮に変動されることになり、このことは変動のなかった日本本来の領土に居住している人々は大和民族であれ、朝鮮民族であれ、アイヌ民族であれ国籍には何ら変動がないということである。それ故、在日韓国人、朝鮮人は参政権、退去のない居住権の集約としての日本国籍を保有していることになり、日本の敗戦により今まで剥奪された民族性をとりもどす努力が要求せられる。

より具体的には創氏改名からの解放であり、民族の言語、文化、歴史を学び民族主体性を構築することである。

四、被告日本国は「第二条a項が領土の割譲でなく朝鮮に対する主権の放棄が定められているが、その趣旨は朝鮮を日韓併合以前の状態に戻し」とのべ原状回復の思想をもって、あたかも合理的であるかのように解釈しておるが、たとえ領土は日韓併合以前の状態に戻しうるとしても、いや実際、領土においても一つであった朝鮮が南北二つに分割され、民族的悲惨な状態をつくり出したのも併合という侵略の歴史的現実があったからであり、ましてや、生きている人間を併合以前の状態に戻しうると考えること自体、非論理的である。ここに原告を含む在日韓国人、朝鮮人は言葉が奪われ、民族主体性が奪われることによって人間性が全く破壊された。更に現在、二世、三世、四世が出生し生存しつづけているこの現実は、まさに併合がもたらした、いや日本の侵略がもたらした結果であり、その法的責任、道義的責任を負うべき被告日本国が、もし併合がなかったならばという全く抽象的命題を前提として人間がもつ基本的人権を剥奪する結果を招く意図的解釈は決して許されるものではない。むしろ、被告日本国は条約前文に「あらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力し」と国際社会において誓約したように、基本的人権の最大限の保障という立場から解釈すべき国際的義務を負っているはずである。

五、被告第三準備書面において、「韓民族が日本に帰化すれば民族学的には永久に韓民族に変りはないが国籍は日本国籍（日本人）である。そのような方はわが国には数十万人存在する」とのべておるが、その意味がはっきりしない。現在、国籍法による帰化制度は戦前の皇民化政策の延長線上にあり、具体的事実としては日本名、即ち創氏改名を強要し、生活の日本化を強要していることからも明らかである。それなのに、永久に韓民族に変りはないというのが納得できない。

更に、「日本国民が以前に数十万となくブラジル、ハワイ等諸外国に移住し」とのべ自由意志に基いて他国に移住した人々と、侵略による領土変更、強制連行によって移住せしめられた人々とを国際法的に同一視することは許されないばかりか、そのように考える意識が問わなければならない。

「強制的に連行した朝鮮人は強制的に追放する。」という意識のように見えるが、もしそうでなかったら大村収容所は即刻廃止すべきである。

原告第九準備書面

（一九七八年十二月一日提出）

損害賠償請求参千万円について

一、はじめに

一九五二年四月二八月を期して日本国により日本国籍を一方的に剥奪されたことによって、私がこうむった損害はもとより金銭に換算しうるものではないし、私が失ったものにくらべれば、どれほどの金銭も一握りの砂にも価しない。日本国憲法第十一条で保証された基本的人権がそこなわれたというだけでなく、一言でいうならば、私の半生をズタズタにひきさいてしまったのだから。

今、身よりもなく半身不随の身で、さして残り長くもない私の人生にとって、何千万円の金銭もどれほどの意味ももたない。しかし、近年、公害訴訟や薬害などで思わぬ災難をうけて一生を台無しにされた日本国民が、裁判で企業や国からその損害賠償として参千万円程度を受けとる判決をえているのを耳にする。それならば同じ日本国の領土内に居住する住民として、日本国により半生を台無しにされたことの代価を、裁判所および日本国はどのように評価するものであろうかと思い、いささか皮肉をこめて、私も参千万円としてみたわけである。

私のうけた損害をひとつひとつ分解して、何がいくらと換算できるわけでもないが、私という日本国に居住する朝鮮人が日本国籍を剥奪されたことから、どのような状態におかれたかを理解しえるように、以下、いくつかの事がらをのべてみよう。

二、居住の不安定

日本国憲法二十二条は居住、移転の自由を保障している。しかし、私は日本列島に居住することを余儀なくされて以来、この二十二条が私にとってみたされたことはない。この憲法が施行される以前に私が朝鮮から日本列島に強制連行されてきたこと、そして、千島や宮城県で強制労働させられたことは、さしあたっては、問わないことにしょう。

一九四五年、私は日本の敗戦によって、突然、着のみ着のままで、それまで強制労働させられた賃金も、一銭ももらえないまま、強制労働から解放された。ことばもわからず、親類も、知合もいないこの日本の地で、どうして日々の糧を得るか途方にくれつつ、見よう見まねで、アメをつくって売ったり、米のかつぎ屋をしたりして、なんとか暮しをたてることができるようになった。家を細倉の川辺にたてて住むようになって、土地と人とのつながりもでき、この地で暮していけるめども立ち、将来の生活設計のことなども夢みるようになった。しかし、すでに私の経歴でのべたように、一九五二年十月、くず鉄泥棒として、デッチあげられ、一年二ケ月の実刑判決を受け、宮城刑務所に服役した。

一九五二年四月二八日、日本国がサンフランシスコ平和条約で主権を回復した日に、在日朝鮮人は日本国籍を剥奪され、私は外国人としてあつかわれることとなり、出入国管理令の適用をうけ、一年以上の実刑を受けたものとして、退去強制の身となった。一九五三年十一月、刑期をおえて刑務所を出たとたん、入管の係官によって、大村収容所に強制収容された。私がこの見知らぬ日本の地でやっとつくりあげてきた細倉の地における私の生活は無惨にも奪われてしまった。大村収容所では約4年間、5メートル以上もあろうかと思えるコンクリートの壁にかこまれて、その外に一歩でもでる自由はなかった。そればかりか、各棟は3メートル位ある金網でさらに区切られており、特別のことのない限り、この金網の外にさえ出ることは許されなかった。決められた時間に起され、決められた時間に眠りにつかされ、あてがわれた粗食をくい、三十才を少しすぎて人生これからと思っていた私が、むなしく毎日ひなたぼっこをして約四年間も金網の内にとじこめられていたことを日本国と日本人は考えたことがあっただろうか。私の思いは、ただ一時も早くこの金網の外へ、このコンクリートの外へ出たいということでいっぱいだった。みんな収容された者は同じ思いだったのだろう。なんとかして脱走しようとして、地下にトンネルをほったりして、いろんな手段で、外に出ようと試みた者もいたが、日本国の強権の前には、むなしいあがきでしかなかった。しかし、私達にとってむだとわかっていても、なんとかして、自由へと逃げだしたかった。絶望感にさいなまれながら、約4年間も大村収容所に強制収容された私は、一九五七年春、突然、今度は収容所から放り出された。もちろん強制収容したことについてのわびの言葉もなく、着のみ着のままで放り出されたわけだ。しかも住みなれたあの細倉には帰ることを許されず、北九州市（当時の門司市）に居住制限をつけられて出所したわけだから、私にとっては、動きまわれる土地が収容所の壁の内よりも少しひろくなったほどといってよいかもしれない。しかも、ここでも私の処遇は、仮放免、退去強制、特別在留許可などと目まぐるしく変った。私にとっては、この土地に住むことからして、たえずおびやかされており、おちついた生活を営む機会はついぞなかった。

生きることのもろもろの営みが、まさに土地に住みつきなじむことから端を発っしているにもかかわらず、私は自分の意志によって住むところを選びうつり住むことさえ奪われてきた。このような状態は、ナチス

のユダヤ人処遇をとりあげた「ホロコースト」にも共通するものであって、日本人はこのテレビドラマの放映に大きく感動していたようであるが、私にとっては、戦争中おこなわれた強制連行、強制収容、強制労働が今なお生きているように思えてならない。

三、入管行政による監視

私にとって外国人登録証ほど、わずらわしくもいやなものはない。犯罪者のように写真をはって指紋を押し、その上、私には読めない日本語と英語で書かれた手帳をもらって、いつもなくしはしないか、外に出るときはもっているかなどと気をつけねばならない。常時携帯の義務に違反すると一年以下の徴役もしくは禁錮、又は三万円以下の罰金である上、住所変更の届出や切替えの期限に遅れたりすると、これも徴役又は禁錮および罰金である。日本人は私のように住民基本台帳のことをわずらわしく思うだろか、住民票を常時携帯しているだろうか。また、在留期間の更新が大変だ。私はひどいときは、一ケ月に一回くらい下関の入国管理事務所まで更新のことで行ったように思う。それも、自分では文字が読めず、書類も作成することもできないから代書人にたのもうとしても、金にならず、めんどうだと相手にされず、やっと作って提出すると書類不備といってつきかえされた。それでも元気なときは、がまんできたが、病気になってからはまったく苦痛だった。そのうえ、入管では私のことを細々とたずねるだけでなく、朝鮮人団体の活動のこと、知人のことを聞き、「韓国籍にかわれ」とまでいった。登録申請内容のわずかなまちがいや変更も出入国管理令の退去強制事由にかかわってくるので、外国人登録証によっていつも犯罪者として監視をうけているようで、うっとおしいかぎりだ。近年、住民登録事務のコンピューター化を「国民総背番号制」と呼んで批判する声があるけれど、私達在日朝鮮人は、すでに通し番号がついており、私は七〇七七八〇となっている。入管で一括ファイルしていつでも、私のことは、この番号でもれなく調べられる仕組となっているから、治安システムといってよい。

四、職業選択および住居についての差別と生活不安定

私は職業を得るには苦労をしてきた。私のような読み書きができず、特殊技能も身につける機会を奪われてきたものにとっては、職業の範囲は限られている。公務員になることさえ、特殊の技術職を除いては国籍条項でしめだされているのであるから、私企業にあっては、日本人よりいっそう不利な条件を強いられている。私は臨時雇いの土方の仕事や、港湾での沖仲仕の仕事をしてきたが毎日職がえられるかどうかわからない不安な生活を送ってきた。それでは、同じ在日朝鮮人の経営する企業にと思っても、政府資金、国民金融公庫、住宅金融公庫は私達には貸付けない、その上、鉱業権、船舶所有、放送、銀行等はそれぞれの法律できびしく制約されている、という事情があるものだから、とても十分な就職口を保証してくれない。

安定した収入のえられない中に、せめて住宅だけは安いところへと思っても、市営住宅（北九州市）、県営住宅（福岡県）もつい最近まで日本国籍でないという理由で入居を認めてこなかったし、公団住宅は今でも差別している。それでは多少高くても民間アパートではと思って行っても「日本国籍でないと」あるいは「朝鮮人では」と断わられてしまう。私が「不法建築」のバラックに住んだり、同胞の家に間借りしたりするしかなかったのは、こんな理由による。つまり日本国籍を奪われたのは、私の日々の衣食住を奪われたのと同意であった。

五、生活保護およびその他の社会保障における差別

同じ病棟にいる患者が「年金が入った」と喜んでいるのをみるにつけ、私はさびしい気持におそわれる。社会保障制度の中の年金制度は、国籍条項により在日朝鮮人を除外しているものが多いが、その一例とし

て、私にもっとも関係の深い障害年金をとりあげてみよう。私は年金法で二級にランクされる身障者である。もし私が日本国籍を有していれば、国民年金から四六万二千円の年金を支給される。もちろんこれは「とらぬ狸の皮算用」ということである。国のレヴェルでおこなわれている社会保障で、在日朝鮮人に適用されるものは、公衆衛生に関する立法を主としてきわめてわずかである。地方自治体のレヴェルでは国籍による差別は減少しつつあるとはいえ、いまだしの感がある。このことは書証㉗に詳しい。ここで病身の私が適用をうけている生活保護法についてふれておきたい。在日朝鮮人も権利としてでなく恩恵として生活保護法は適用されている。しかし、出入国管理令二十四条は貧困者、放浪者、身体障害者等で生活上国又は地方公共団体の負担となっている者を退去強制に該当する者としており、生活の適用とともに実に重苦しい毎日をおくることになる。私の一九七一年の退去強制の真の理由はここにあるのではないかと推測されるしだいである。憲法二十五条は国民の生存権と国の社会保障義務を規定しているが、私にとってこれは空しい看板としかうつらない。

六、参政権について

私は日本の地に住みついて三十七年になるが一度も、いかなる選挙の投票用紙を手にしたことがない。このことは、この地に生まれ、この地で生きてきた多数の在日朝鮮人韓国人にとっても同じことだ。この地に生活する住民としての当然の権利である参政権を日本国籍の剥奪により奪われていることの意味は、そのまま一人の人間としての基本的な権利を奪われていることである。すなわち、法律の上で、私は一人前の人間として認められていないということになる。

七、まとめ

一九五二年四月二十八日、サンフランシスコ条約の発効により日本国が主権を回復した時に、私は在日朝鮮人の一人として、日本国籍を剥奪された。そのことが私の生活の基盤をくずし、私の半生をいかにふみにじってきたかをいくつかの例をあげて私はのべてきた。しかし、私にとって日本国によって日本国籍を剥奪されたことの意味は、この日をさかのぼる以前のことをぬきには語れない。一九一〇年、日本国の朝鮮の侵略領有の結果として私の父が日本国籍を強制されたこと、それ故に私が「皇国臣民」として生まれてきたこと、強制連行、強制労働させられたこと。私が生まれ育った村や、両親をはじめいとしいすべての人やものからひきはなされ、今もなお日本国によって一人の人間としてあつかわれていないこと。これらかけがえのないものをふみにじられた損害を、法律上どのように日本国につきつけたらよいかを私は知らない。この怒りを金銭にかえて要求せよというのであれば参千万円とするのである。しかし、それですむものではないことを知ってもらわなければこまるのである。

証拠申請

㉖在日朝鮮人の基本的人権　第十一、十二章　在日朝鮮人の人権を守る会編　二月社

㉗差別白書第2集　権益運動のすすめ　在日本大韓民国居留民団中央本部発行

巻末資料　全国の韓国人適用の社会保障項目一覧

㉘資料集　在日韓国人朝鮮人の参政権獲得闘争　日本国首相への公開質問書　在日韓国人、朝鮮人の人権獲得闘争連合会

㉙在日朝鮮人と社会保障　吉岡増雄編著　社会評論社

㉚パパをかえして　崔昌華編　風媒社

㉛出入国管理法制の成立過程1～8　法律時報50巻4号～11号　大沼保昭

宋斗会氏の最終陳述の要点と判決結果

はじめに

在日朝鮮人韓国人の日本国籍を、一九五二年サンフランシスコ平和条約の発効によって、日本国家が一方的に剥奪したことは違法だという内容を問う裁判は今までに三件だされてきた。すなわち、

① 一九六九年　宋斗会氏による「日本国籍確認請求訴訟」がはじめで、つづいて

② 右の内容を日本国家にいっそう現実的な問題としてつきつける目的をもって、宋斗会氏が外国人登録証を焼きすてることによって切り開いた、「外国人登録法違反」の刑事訴訟、一九七三年

③ 宋斗会氏の働らきかけによって生まれた金鐘甲氏の「日本国籍確認ならび損害賠償請求訴訟」　一九七五年

の三つがある。この三つの内、②が先頭をきって、その判決がだされた。この判決内容はそのまま金鐘甲氏の判決内容にも関わるものである。このパンフがでるまでに判決全文を手に入れることはまにあわないので、ここに、宋斗会氏の最終陳述の要所のぬき書きと、新聞のコピーをのせておく。

宋斗会氏の最終陳述の要所

「『原状回復』とか、『主権放棄』とか国が毎度使用する言葉について二、三述べます。『原状回復』というのは、言葉として、観念としてのみあります。生きた歴史の上には現実には、まるまる『……〇〇年以前の状態に復す』ということは不可能なことです。ある事体、ある事柄を、〇〇以前の状態に復することは可能ですし、しばしば語られますが、経過してしまった時、その時の中で作り出されたいろいろな事実は単純に〇〇以前に復することは出来ません。一九一〇年以前の朝鮮には国王が居ました。具体的な事実だけを述べます。三八度線はなかった。朝鮮は一九一〇年以前の状態になんか、復せないし、復すべきでもありません。そして、『原状回復』なぞ、日本とは関係ありません。日本は朝鮮の『原状回復』なぞ出来ません。日本はポツダム宣言受諾によって朝鮮を放棄した、放棄させられたのが事実であって、サンフランシスコ条約によって放棄したのではない。サ条約はその放棄の事実を承認したにすぎない。放棄したのは、ポツダム宣言受諾の結果、及ばなくなった朝鮮地域への支配と、如何なる形でも、朝鮮人を奴隷的に支配することであって、朝鮮人と朝鮮人への責任の放棄ではない。

朝鮮人に対して一切の主権を放棄したなら、日本に住む朝鮮人に対して、日本国が如何なる形による支配も押しつけも許されない筈である。が、そんなことは起り得ない。『原状回復』は口実にすぎない。法務省の言う『原状回復』は『白馬が馬なら、白鳥も馬だ』と主張する様な馬鹿げた詭弁にすぎない」

「本件の中でも、検察官はしきりに『朝鮮民族に属する…』と言ってくれていますが、私は、広辞苑が『特に』と強調している共通の言語、つまり朝鮮語を全然知りません。その他、生活慣習、経済的に、共通の社会集団に属していません。私にとって朝鮮語や朝鮮人的文化伝統、慣習等は生きて行く上に絶対必要なもの、ではなくなってしまいました。と、言うよりは無くさせられてしまいました。私は疑いもなく朝鮮人の一人に違いありませんが、朝鮮民族の

一員とは考えられません。

「『単一民族国家』の虚構について、『日本は単一の日本民族によって成り立っている国』としばしば言われます。慨念的に日本民族は有ります。だがもし、アイヌ人がアイヌ民族であり沖縄人が琉球民族であるとしたら、どうなるでしょう。日本の何分の一かは朝鮮人からの帰化人の子孫と言われます。またこれは、かくれもない事実でもあります。いわゆる『日本人』というのは何なのでしょう。日本人・非日本人を言う場合、アイヌ人は日本人なのでしょうか、沖縄人は日本人ではないのでしょうか。

『日本は単一の日本民族の国家である』というのは大ウソです。『単一の日本民族』というのを設定するとなると、先きほどから言う様にアイヌ人・琉球人は『日本民族』の中に居るのでしょうか、『日本民族』の外に居るのでしょうか、強いて言うなら、『日本語族』日本語が大体通じ合う（実際には通じ合わない人達も居ますが）社会集団と言うよりほかに定義しようはないと思います。

法務省の考え方の中に、この『単一民族国家』という考え方が強く働いています。そして、朝鮮人を『日本人に非ざる者』として排除し、若し日本の中で生きようとするなら、『日本人になること』を強く求めて来ます。この考え方は、今日まで朝鮮人に数々の不幸を押しつけて当然のこととして来ました。

『日本は単一民族国家である。単一民族国家であらねばならない』という考え方は単に朝鮮人に不幸を押しつけて来たばかりでなく、日本人をも拘束して、日本人に不幸をもたらします」

「今日の状況下では日本国家も日本人も中国や中国人を軽蔑したり、侮辱したりすることはようしませんが、朝鮮人に対してだけは依然として、軽侮しつづけていることに対して、これがかって、日本人がアジアに大きな不幸を振り播いた最大の要因であったことをもう一度、機会をとらえて、声を大にして叫ばなければならない。それが、私の務めなのだ。恥を忍んで卅年生きて来た私の義務なのだ、と考えた訳です。

今日、日本に平和とか、人権とか、経済繁栄とかがあるなら、それは日本人だけで享受すればいいのだ。朝鮮人なんかに別けてやる必要はない。この様な考え方が卅数年前と変ることなく、今だに、日本と日本人を支配していることに限りない怒りと悲しみを感じます。

中国は世界の政治に大きな発言力を持ち、朝鮮は現在二つの国家に別けられていて、それが何時の日か統一されるかどうかは別として、ともかく、ほかの帝国主義による直接支配からは解放されている今日、日本人だけは依然として、近代百年アジアに不幸を撒き散らしたものを、一貫して後生大事に持ちつづけている。もしこれが、この後何十年経っても変らないなら、今度一番大きく鉄槌を受けなければならないのは日本なのではないか、私は残念ながら日本人の友人・先輩から指導も受け、知遇も受け、日本人の中で六十年生きてきました。数十年後の日本と日本人が、自らが一貫して犯しつづけて来た過ちに対する総決算の様なものを一遍にまとめて清算を迫られる、と考えるだけで忍びない。

そのために、まあ検察官の言う『日本の法律への挑戦』の様なものを行って来た訳で、まあ確かに、日本だけとは言いませんが、国家というものは組織された暴力なんだと考えて居りますので、『何のお前如きが、法律を無視したのだから、法に依ってお前を処罰するのは当然のことだ』と言う論理でのぞまれるなら、全くやむを得ません。

国の方には力があるんだから、まあ処罰でも何でもして見たらいい、もともと〝蟷螂の斧〟なのだから、自ら求めたことですから、私自身、今日明日、人間として生存することをやめても、やめさせられても、別に大して悔いるところはありません。

現在六三才、間もなく六四才にもなりますし、一度ならず二度までも、〝蟷螂の斧〟ながら、それなりに充実した人生を持ちま

したし。

十年、二十年、三十年後に日本国と日本人が、或は二十年、三十年後の日本人から嗤われ或は恨みに思われる様なことのない判決を、用意していただければ、と、かすかな、かすかな期待をこめて陳述を終ります」

判　決

もちろん、宋斗会氏も私たちも、なんらかの色よい判決が出ようなどとは思ってもいなかった。しかし、『日本が新しく生まれ変って』卅数年たち、『平和と民主主義の上に繁栄する日本』の中で、法廷でおごそかにも、くだされた判決に、私たちはあらためて苦笑せざるをえなかった。裁判官の黒い法衣は、日本と日本人のいづれかの日の喪服のように思えた。以下、新聞の切り抜きをのせておこう。

（K）

「私は日本人」…むなし

京都地裁判決　登録証焼き捨てに有罪



宋斗会被告

【京都】戦後処理で日本国籍を失った在日朝鮮人が、日本政府に対する抗議の〝あかし〟として外国人登録証を焼き捨てた外国人登録法違反事件で、京都地裁の村上保之助裁判長は二十三日、懲役四月、執行猶予一年（求刑は懲役十月）の判決を言い渡した。戦後一貫して「私は日本人だ」と叫び続け、刑事裁判とは別に、日本国籍確認の行政訴訟も起こしているこの被告は「日本こそわが祖国」と国際情勢がもたらした宿命と気骨のたたかいを続け「蟷螂の斧（とうろうのおの＝はかない抵抗）であっても、これからは行政訴訟に命をかける」と、なおも〝たった一人の反乱〟に燃え続けている。

有罪判決を受けたのは京都府竹野郡網野町掛津二三一、無職宋斗会被告（六三）。起訴事実は、外国人登録制度に抗議、四十八年七月十七日正午すぎ、法務省玄関前で灯油にひたした自分の登録証にマッチで火をつけて焼き捨て、再交付手続きをせずに在留を続けたというもので、判決で村上裁判長は「国籍の帰属はやむ得ない」と述べたあと「在日朝鮮人の生活上の不便と苦痛は今後の立法措置で解消されなければならない」と指摘した。

宋被告は大正四年六月、当時の朝鮮慶尚北道で生まれ、五歳のとき、父親に連れられて網野町へ来た。生まれる五年前の日韓併合条約（一九一〇＝明治四十三年）によって、日本国籍を持ち、日本名は木村竜介を名乗った。やがて網野町の日蓮宗本覚寺に弟子入り、地元の小学校を卒業して日本人として成長する途中、〝父〟としてつかえていた住職が死亡、寺の相続のもめごとにいや気がして当時の満州へ渡り、日本人仏教徒として生きた。北京で敗戦を迎え日本へ帰国したのは戦後二年目の二十二年四月。韓国へは「日本人だから」と戻らなかった。

ところが、戦後二十二年施行の外国人登録令で「日本国籍を保有する朝鮮人」として登録の対象とされ、その後、二十七年四月の対日平和条約の発効と外国人登録法の施行で日本国籍を失った。このため登録を拒否、二十五年と四十年の二回、未登録の理由で逮捕され、二回目の時は懲役一月、執行猶予一年の有罪判決を受けた。

帰化して日本国籍を取得すれば簡単に「日本人」になれるが、宋被告は「帰化は国家にこびることになる。権利としての選択とは大きな違いだ」とこれを拒否、その後は一年ごとの「特別在留許可」をとりながら、四十四年十月、国を相手取り「私は日本人として育ち、日本人として生きてきた。今さら日本国から外国人として扱われ、市民権を否定されるのは納得できない」と同地裁に日本国籍確認の行政訴訟を起こし法廷で日本人であることを訴え続けてきた。

その過程で起きたのが登録証焼き捨て事件。在日朝鮮人の日本国籍はく奪と外国人登録の強制は不当――などと英、米、独の判例と国際法の例をあげて論陣を張ったが、法のカベは破れなかった。

宋被告はいま、左京区内のある大学寮に仮住まい、雑誌社への投稿やカンパなどで得た月五万円の金で生活しているが「有罪判決は初めからわかっていた。一審は終わったが、戦争が残した朝鮮人問題に、日本と日本人が目を見開かない限り、なおも叫びつづけていく。それだけが、私がこの世に残せる唯一のものだ」――という。彼が望みを託する民事裁判（日本国籍確認訴訟）は、四月十七日に結審する。

外人登録証焼き捨て　京地裁判決

宋被告に有罪

在日朝鮮人すべて
サ条約で国籍離脱

「私は日本人だ」と、日本政府に抗議して、自ら外国人登録証明書を焼き捨て、外国人登録法違反に問われた京都市左京区丸太町通川端東入ル、京大熊野寮内、無職宋斗会(ソ)この判決公判が、二十三日午前十時から京都地裁で開かれ、村上保之助裁判長は「在日朝鮮人はサンフランシスコ平和条約で日本国籍を離脱したと解するのが妥当である」として、外国人登録証を持たない宋被告に懲役四月、執行猶予一年（求刑懲役十月）の有罪判決を言い渡した。判決を受けた宋被告は「納得できない」として近く控訴する。宋被告は、これとは別にさる四十四年、国を相手取り「日本国籍確認請求訴訟」を同地裁に起こしており、近く結審する。



宋　斗会被告

判決によると宋被告は四十八年七月十七日、外国人登録証を法務省前で自ら焼き捨て、法定期間内の同月三十一日までに、居住地だった網野町長に登録証の再交付を申請しないで国内に在住した。

宋被告は朝鮮慶尚北道（現韓国）生まれ。五歳の時、父親に連れられ京都府竹野郡網野町にきて寺の住職の弟子となり、日本名・木村竜介で日本人として過ごした。十八歳の時、旧満州に渡ったが、二十二年再び同町で住んだ。

この裁判は、戦前から日本に在住し、かつては日本国籍を持っていた朝鮮人が、現在も日本国籍を有するかどうかをめぐって起訴以来、五年半にわたって争われてきた異例の国籍裁判。これまで二十七回にわたる公判で、学者の鑑定、証言などがあり、サンフランシスコ平和条約と国籍問題、世界人権宣言の解釈などをめぐって争われた。

争点のサンフランシスコ平和条約について村上裁判長は「国籍について明文規定はないが、すべての朝鮮人が同時に国籍を離脱したと解することは国際法上違反でない」。また人権宣言については「法的な拘束力を持つものでない」として外国人登録証を持たない宋被告に有罪判決を下した。

この判決に対し宋被告は「弁護人と相談するが控訴する予定だ。判決を聞いていて裁判所としても理由づけに苦労した後がうかがわれる。スジを通さなければならない」と話している。

編集後記

★なにせ、一年に一回しか会報をださないでNo5、まできたわけだから、半分は感心したり、半分はふがいなさにあきれたりする。会のメンバーも、ずいぶん変って、確実に少くはなっている。でも一年分の資料をあつめてこうして仕上げるとなると、のせたいものが多くて、費用との関係で板ばさみになって、まずはこんなパンフになってしまった。

★金さんも年々老けていくんだなあと、ごま塩頭をみながらそう思う。左半身があいかわらず、しびれて痛いらしい。「どうですか」と言う、「あいかわらず痛くてたまりませんよ」と窓の外をみながらぶっきらぼうに返事した。

金さんの体が動いて法廷へ出れる限り、この裁判は続けるのだ。とあらためて、彼の車イスのうしろ姿をみながら、そう思った。

★宋斗会さんの外国人登録証焼却の刑事訴訟の判決がでた。戦後卅数年のGNP大国日本の権威ある司法のことばかと思うと、あらためて、一人汽車の中で思いにふけった。

「平和な日本」、「民主主義の日本」、「福祉の日本」なんと形容詞を上にくっつけても、この判決のスポットライトをあびせると、とたんに、なにもかも色あせてしまう。

★一年に一回だから財政報告をしなくちゃあ、ということなのだが、こんな会は赤字と、この世ではきまっている。資料としてかかげた本やパンフ、それにこのNo5を高い買値でカンパしてくれれば幸だ。

★会の連絡場所は以下のとおり。

北[redacted]

北[redacted]

入管と縁を切りたい！　No5

発行日　１９７９年4月２１日

発行所　金鐘甲さんの裁判をすすめる会

連絡先 [redacted]